

# 官報

号外 昭和四十八年三月一日

## 第七十一回国衆議院會議録 第十二号

昭和四十八年三月一日(木曜日)

### 議事日程 第九号

昭和四十八年三月一日

午後一時開議

- 第一 有価証券取引税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

### ○本日の會議に付した案件

最近における商品騰貴、株式、土地投機に関する緊急質問(渡辺美智雄君提出)  
最近における買い占めなどに見られる商品投機等に関する緊急質問(中村重光君提出)  
商品投機など最近の異常な物価高騰に関する緊急質問(小林政子君提出)  
商品投機など物価急騰に関する緊急質問(有島重武君提出)  
商品投機・異常な物価高騰に関する緊急質問(玉置一徳君提出)  
日程第一 有価証券取引税法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
日程第二 相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

午後一時十四分開議

○議長(中村梅吉君) これより會議を開きます。

最近における商品騰貴、株式、土地投機に関する緊急質問(渡辺美智雄君提出)  
最近における買い占めなどに見られる商品投機等に関する緊急質問(中村重光君提出)

商品投機など最近の異常な物価高騰に関する緊急質問(小林政子君提出)  
商品投機など物価急騰に関する緊急質問(有島重武君提出)  
商品投機・異常な物価高騰に関する緊急質問(玉置一徳君提出)

○中山正暉君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。  
すなわち、この際、渡辺美智雄君提出、最近における商品騰貴、株式、土地投機に関する緊急質問、中村重光君提出、最近における買い占めなどに見られる商品投機等に関する緊急質問、小林政子君提出、商品投機など最近の異常な物価高騰に関する緊急質問、有島重武君提出、商品投機など物価急騰に関する緊急質問、及び玉置一徳君提出、商品投機・異常な物価高騰に関する緊急質問を順次許可されんことを望みます。

○議長(中村梅吉君) 中山正暉君の動議に御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加せられました。  
まず、渡辺美智雄君提出、最近における商品騰貴、株式、土地投機に関する緊急質問を許可いたします。渡辺美智雄君。

### 〔渡辺美智雄君登壇〕

○渡辺美智雄君 私は、自由民主党を代表して、ただいまより、商品騰貴、土地、株式等の買い占め、価格の上昇に關し、総理、大藏、通産、農林各大臣に対し緊急質問をいたします。(拍手)  
天然資源の少ない日本において、国民所得を増大し、近代的で豊かな国民生活を行なわしめるためには、いままでも高度経済の成長と輸出の増大は欠くべからざるものであり、今日の繁栄の基礎をなしてきたことは何人も否定することはできません。  
しかしながら、最近における生活用品、ことに大豆、えき、木材、毛糸等の高騰、土地、株式等の値上がりは著しいものがあり、国民をインフレ的不安に追い込み、さらにインフレ傾向に拍車をかけるような事態に発展するならば、これは莫大の重大な問題であります。

四十六年末に円の切り上げが行なわれたとき、輸出はこれからたいへんになるだろう、しかしながら、輸入は増大をして物価の安定には相当役立つであろうと国民は期待したのであります。今度、近い将来に予想される固定相場への移行が実施されたとしても、円の再切り上げが輸出抑制に働いただけで、物価安定に寄与することがないとするならば、日本にとって意義の少ないことではあります。政府は、過去の経験にかんがみ、いままでも余の策を講ずべきであると考えますが、総理の所信を伺いたのであります。

次に、過剰流動性の問題についてお尋ねをいたします。

毎年の大型予算、大幅な財政資金の投入、金融の超緩和、貿易の大幅黒字は、一方において国内の繁栄をもたらし、輸出を増進したけれども、一方、国内には資金がたふついていたのであります。

ここに過剰流動性の問題を生じたのであります。ことに四十六年のドル流入に際しては、外為会計から三兆余円の資金散布が行なわれ、四十七年に入つても、一月から十二月で、外為会計よりの資金散布は約一兆三千五百億に及んでおるのであります。最近におけるマネーサプライ指標を見るならば、昨年十月から十二月における通貨並びに要因通貨となり得る預金の流通額、いわゆる流動性は、約八十兆円であり、三年前の約二倍であります。現金預金の合計とGNPとの比率から見ましても、四十四年から四十五年当時に比べると、四ないし五割ふえておるのであります。手元流動性も、四十五年当時と比べて約三割程度増加しておるのであります。

これから推測をいたしますのに、おおよそ四兆円ないし五兆円の過剰流動性がある、このたふついた資金が、あるいは株式に、土地に、商品に投機的にあれば回り、企業のもうけ主義オンリーと相和して諸物価騰貴の元凶になっておるものと考えられるのであります。したがって、これを吸収するための預金準備率の再引き上げを含めて適切な手を打つことが必要と考えられます。また、預金準備率の引き上げにあたりましては、それが一律に中小企業にストレートに反映するということは、円の再切り上げにあえぐ中小企業のダブルパンチとなる危険性も反面あるのでありますから、中小企業金融機関に対しては、預金準備率引き上げにあたりましても特別の配慮を払うべきと考えますが、大藏大臣の所見を伺いたのであります。

第三に、最近における大豆、毛糸、木材等の高騰は、輸入先、外国の事情によって避けがたい面もございます。しかしながら、それに便乗して売り惜しみをしない、買いためをすすめ、むしろ相場をあふり、そういうことをやっておる者があるのではないかと、そういう疑惑を国民に植えつけておることは、まことに遺憾であります。

昭和四十八年三月一日 衆議院會議録第十二号

たとえ輸入大豆の例を見ても、シカゴ相場は、昨年の一年間でおおよそ五〇%の値上がりを示したことは事実でございますが、中国産大豆の輸入が、二十八万トン中四万トンその入荷がおくれたということが理由となつて、ことしの一月初めに一俵約五千円合の大豆が、一月中旬から下旬にかけて大幅な値上がりをして、一俵ついに一万五千円合と、たった二週間で三倍にもはね上がったという事は、決して正常なる取引とは私は思わないのであります。

自由民主党は、食用原油の無税の緊急輸入を断行するという腹をそのとき固めたのであります。一方、農林省は製油業者に対して手持ちの食用転用可能な大豆の放出を督促をし、それを約束させたということだけで、どんだん大豆が値下がり始めて、いまや、一カ月もたたないのに、一万五千円から八千円合に下がったのであります。この一事を見ても、これはやはり相当仮需要によつて相場が支配されておるといふことの左証であらうと思つてあります。

最近における生糸の暴騰も、一月五日に一キログラム八千円のもの、二月二十八日には一万二千円にはね上がつておりますが、これは決して国内の生産が生糸が非常に減つたというわけではありませぬ。昭和四十六年度と四十七年度の国内の生糸の引き渡しを比べてみますると、四十七年のほうが十万余多く、五十万俵を国内に向けておるのであります。十万余も多く国内に向けておるが、それなのに値上りをするといふことは考えられないので、当然これは仮需要が伴つて値上げをされていると見なければならぬのであります。やろうとすれば私は手はあると思つてあります。

また、毛糸の問題にいたしまして、これはやはり趣向を異にいたしませんけれども、これもやはり価格操作の疑いがあるのではないかと考えられるのであります。つまり、オーストラリアにおいて昨年五月一キログラム当たり約二百セントの原毛価格が、ことしの二月には五百セントに倍増いたした

最近における商品騰貴、株式、土地投機に関する渡辺美智雄君の緊急質問

ております。これは確かにオーストラリアにおいて原毛価格が倍になつたことは間違いないと申せぬ。しかしながら、これは、ややもすると国内の某商社がオーストラリアの原毛を買い占め、むしろ価格をおおきく上げ、一方において現地価格を上げながら日本において国内相場を引き上げ、いわゆるシーソーゲームをやらした疑いが持たれておるのであります。このような商社のあり方を、われわれは手をこまねいて見ておるわけにはまいりませぬ。

ここで私はまた、銀行の放漫な貸し出しと四十六年以降の大幅な外為会計からの資金散布を背景とした商社の営業活動にスポットライトを当ててみたい、こう考へておられます。

たとえば、昭和四十五年上期に、大手商社十九社の手持ち有価証券は三百三十八億円で、昭和四十七年の上期においてこれらの商社合計の有価証券手持ちは四千八百九十六億円で、たった二年間に十四倍に有価証券が増大したのであります。これは一体どこに基因するの、問題であります。

また、株式の売却益金も、四十五年上期において四億九千万円であつたものが、四十七年の上期に三十八億円と増加をいたしております。

この商社の有価証券の手持ちがふえたといふことは、一つにはこれは系列化が進んで、自分の系列を持たない商社が、系列化をつくるために株式を取得したことも当然考えられますが、そればかりではなくして、やはりかなりの余剰資金を背景とした投機資金が流入をされておると見なければならぬのであります。

土地取得については、なかなか大手商社だけの統計をとることは困難であります。なぜならば、大部分のものはダミーかあるいは子会社を使つて土地買収をいたしておりますから、その実態はつかみにくいのであります。四十二年から四十七年の間に、上場会社によつて市街化区域と調整区域とにおいておおよそ推定五万ヘクタールの土地

が買ひ占められ、それ以外の原野、山林を加えると、おそろくその十数倍になるのではないかと考へられるのであります。

そこでわれわれは、これら商社等に対して、大企業を営む者、これらの者に対しては何らかの措置を講じなければなりません。商品、ことに国民の消費生活に重大な影響を及ぼす食料、繊維製品、木材等の買ひだめ、売り惜しみ等を行つたり、または行なつておる疑いがある、それが異常なこれらの物資の値上がりをもたらしたり、あるいは来たすおそれ非常に強いという場合においては、主務官庁は商社等に対して必要な質問、立ち入り調査、勧告、あるいは勧告に従わない場合はその氏名の公表等の強制的な行為ができるように、何らか立法化等の措置を講ずべきであると思つておる、これらに対して、非常にむずかしい問題を背景とはいはしておられますが、総理大臣の所見を伺いたいのであります。(拍手)

また、商品取引所法の改正について一言申し上げたいのであります。商品取引所法の第一条によりますと、商品の価格形成と売買その他の取引の公正を期するために商品取引所を開いた。第二の目的は、商品の生産及び流通を円滑にして、もつて国民経済の運営に寄与することを目的とするといふことと書いておるのであります。平たくいへば、公正な価格形成と保険つなぎの作用を持たせるといふことなのであります。

アメリカのシカゴにおける商品取引所等はたいへんな信頼があつて、そこで定められる価格が一歩公正な価格である。ある人はこれを称して大統領選挙のようなものだといふ人もあるものであります。ロンドンにおける取引所の取引員は、その社会的信用はきわめて高いと聞いているのであります。

しかるに、日本の現況は、遺憾ながらそのような社会的信用をかちえておるとはおせじにも申されないのであります。開放経済体制に向かいつつある日本にとって、本来ならば、取引所は、アメリカ並みの信頼のある、そして、たくさんの商品

を取り扱う取引所になるべきものであらうと、私は取引所の精神からして考へるのであります。最近、それどころか、取引所をやめちやつたらいいじゃないかといふ話まで出ておるのは、まことに遺憾であります。

日本におきましても、商品取引所法八十八条によつて、価格操作についてのいろいろな罰則規定があります。たとえば仮需要の問題、なれ合い売買の問題等は禁止をしておるといふようなことが、それぞれいろいろ書いてあるけれども、この八十八条が適用されたというためしをいまだかつて私は聞いたことがない。こういうことは、何らかの欠陥があるのではないか。人手の問題、いろいろな問題もあるだらうけれども、もう少しめんどうを見るところはめんどう見てけつこうでありますが、もつと内容の取り締まるべきところは取り締まるという必要があるのであります。

取引所も、経済自由化体制を控えて、門戸を開放すると同時に、価格操作の罰則強化や建て玉制限等に対する規制等をもつときびしくして、健全な取引所として、また健全な取引員とするために、取引所法の抜本改正を私は強く要求するものであります。(拍手) 通産大臣の所見を伺いたいと思つてあります。

えさ、生糸、モチ米、小豆、大豆の異常な値上がり、世界的食糧の逼迫といふ、要するに不安感から出ておるとするならば、これは重大なことであつて、ただ、自由化させなければいけません。自由化をすれば、安食糧が入るならば、アズキが値上がりをしてしるあるいは生糸が値上がりしたり、あるいはまた、なたねが値上がりしたり、そういうことはいはすなものでありますから、自由化だけの問題ではなくして、やはり、ある程度の国内の需給といふものについても、その自給率を高め、そしてその生産体制を合理化し、近代化し、また、価格の保証制度等も完備すべきであると思つてありますが、これに対しての再検討

を農林大臣にひとつ、その所見を伺いたしたのであります。(拍手)

最後に、土地問題について簡単に触れてみたいと思つてあります。

土地価格の上昇は、昭和三十年に比べて、全国平均で十九倍、六大都市で二十四倍にはね上がつておるのであります。ことに最近、高速道路の延びるに従つて、そのインターチェンジ周辺の土地高騰というものは目に余るものがあります。特に、これらの問題で、ある程度都市といふかとの所得格差を是正するというには、だれも異議がないのでありますから、ある程度土地の値上がりをすることは、これは私はやむを得ない。所得も均衡をとらせる、生活環境も均衡をとらせるというのでありますから、それはある程度のものではしかならないけれども、しかしながら、あまり極端な値上がりはいけません。

特に私は、ここで大規模な土地買占めが行なわれておるのはゴルフ場であると思つてあります。栃木県の場合は、七つぐらいしかなかつたゴルフ場が、この二年間の間に六十二計画をされ、間もなく百になるという話なのであります。これは驚くべき問題であつて、宅造では何百ヘクタールなんという買収はいたしません、ゴルフ場は一つつくることによつて、百ヘクタール、二百ヘクタールというものがどんどんどん買収されていくのであります。観光地に三つか四つのゴルフ場ができることは、私は差しつかえないと思つておるのであります。村に一つぐらいのゴルフ場ができることは、何ら差しつかえないと思つてあります。しかしながら、一つの村に六つも五つもゴルフ場ができちゃつて、ゴルフ銀座ができまして、はたして成り立つのかどうか、私は非常に疑問に考へるのであります。こういうふうなことにについては、何らかの規制措置をとらなければならぬ。ことに、最近におけるゴルフ場は、必ずしも自己資金でやつておるとは限らず、銀行等のいろいろな融資、それが行なわれておつた。

このほかには、会員権募集と称して、無税で何十億という金を集めることができるようなことになつておる。これらが問題なのであります。

私は、ここに二つの新聞を、一流新聞を持っておりませうけれども、どつちも一面の記事で、ゴルフ場の会員権募集が出ておる。これは新聞社は別だ。こういうふうな問題について……

○議長(中村梅吉君) 渡辺君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡潔に願います。

○渡辺美智雄君(統) 私は、やはりこれは、無税で数十億円の金が集められるというふうな形をそのまま放置し、それによつて十億、二十億円余つても、それが法人税の課税対象にならない、こういうふうなところに問題があるのでありますから、これらに対しましては何かの措置を講ずべきものと考えます。税法上の措置、あるいはまた森林法を改正して、山林、原野、こういうふうなもの等に対しても規制する措置、因習、農事業等を行なう土地造成に対しては、そこらにはゴルフ場をつくらせないような規制措置、これらをしてもらいたいのであります。

私は、最後に、総理大臣に申し上げたい。総理大臣は、情性を断ち切り、発想の転換をはかり、決断と実行を旗印にして、自民党の満場一致の得票で総理大臣に当選したのであります。田中ブームを起すほど国民の期待の中で生まれたのであります。期待が大きければ大きいほど、期待に反したときにはその失望も大きいのであります。総理は、いたずらに長期政権を夢みず、公約を守り、発想の転換をはかり、事態に即し、決断と実行をされんことを心から望んで私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣田中角栄君登壇〕

○内閣総理大臣(田中角栄君) 第一は、円平価の再調整が物価安定に役立つように措置をせよといふことでございますが、円切り上げ等による輸入品価格の低下を消費者に適正に還元するために、主要な輸入物資の価格動向の追跡調査並びに並行

輸入の条件整備、それから独占禁止法の厳正な適用、流通機構の近代化等の施策を一そう充実してまいりたいと考えます。

過剰流動性の問題についての発言がございましたが、お答えをいたします。

現在の地価、株価の高騰あるいは商品投機等の背景には、経済の実勢以上に流動性が供給されてきた状態があることは否定できません。

金融面における過剰流動性対策としては、本年一月に預金準備率の引き上げを実施しましたほか、土地融資の抑制あるいは商社向け貸し出しの抑制など、各般の措置を可能な限り講じてきたところであります。しかし、最近の情勢にかんがみまして、預金準備率につきましては、再引き上げの方向で検討を行なつておるのであります。また、商社等の手元に存在する過剰流動性を吸収するために、考えられる施策に対しては、現に広範に検討いたしております。

商社の行動を把握し、投機的な取引を抑制するために、商社の買入れ、売り借しめ等に対する調査、勧告、公表等を含む立法措置等についての御発言について申し上げますが、商社の買入れ、売り借しめ等が一部商品の騰貴を招いておるとのうわさがあることにかんがみまして、現在、商社の営業活動の実態についての調査につき、協力を求めておるのであります。

政府といたしましては、今後とも、きめこまかく商社の実態把握につとめてまいりたいと考えます。それによつて、かりに、商社の買入れ等々の活動が物価に悪影響を与えていることが明らかになつた場合には、行政指導によつて、その是正をはかつてまいります。この行政指導を補完するための立法措置につきましては、各方面の意見を聞きながら、現に検討を進めておるわけでござい

ます。なお、現に緊急に措置すべきいろいろな問題に対しては、決断と実行をせよとの御激励でござい

ます。(拍手)

〔国務大臣愛知揆一君登壇〕

○国務大臣(愛知揆一君) お答えいたします。金融政策の面におきます過剰流動性の対策でございますが、このほど大蔵省といたしましては、商社の活動に焦点を絞りまして、本年一月から三月期における十大商社向けの貸し出しにつきましては、昨年十月から十二月期に比しまして、二分の一以下に圧縮することいたしました。その効果が十分にあらわれまするよう、今後、金融機関に対する大蔵省の検査及び日銀の審査にあたりましては、ただいま申しましたとおり、商社向け融資と土地融資を重要なチェックポイントとして臨むこといたしました。

なお、この際、これまで一月以来とりました措置を概略申し上げますと、預金準備率の引き上げ、これは、再切り上げをすみやかに行なうよう、万般の準備をいたしましては、しはばは申し上げたとおりでございます。

土地関連融資の抑制については、しはばは申し上げたとおりでございます。それから、大手商社等に対する日銀の手形買入れ限度額制度を創設いたしました。そして、日銀の窓口指導による貸し出し抑制を強化いたしました。また、金融機関によります時価発行増資応募等の抑制をいたしております。さらに、金融機関の市場經由株式取得に関する指導を強化いたしましたお次第でございます。

御指摘がございましたが、過剰流動性の対策を実施するに際しましては、中小企業、特に現下の状況におきまして、輸出関連の中小企業に絶対的しわ寄せが及ぶことのないよう、十分配慮いたしまして、今回、準備率の再引き上げをいたします場合にも、この点には特に十分な配慮をいたすつもりでございます。

商社等の手元に存在する過剰流動性を吸収するために、たとえば、国債を保有させてはどうかというふうな御提案もございましたが、この点につ

昭和四十八年三月一日 衆議院會議録第十二号

最近における商品購買、株式、土地投機に關する渡辺美智雄君の緊急質問

最近における買い占めなどに見られる商品投

きましては、まず国債の引き受け、保有というより、円滑にし、正常な活動を活発にするという方向、それから、大衆を保護し、それと同時に、投機を防止するという観点、こういう観点に立ちま

さらに、国の財源調達上の必要性とは無関係に、投機抑制のためだけに国債を発行するという

土地の融資に対する問題につきましては、しばしば申し上げているとおりでございます。土地の

の税制、それから金融政策、あわせて相当な効果を期待して

でございますが、ゴルフ場の建設の資金につきましては、すでに金融政策上、厳重な規制を行な

しておりますが、ゴルフ場の会員の課税問題につきましては、一般の企業経営に比して、特に租税負担

を重課することが適当である、こういう御主張でございますが、その実態を掌握しながら、私は前

向きに検討をいたしたいと考えております。

以上。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 第一に、商品取引所法を改正して、もっと規制する必要があるか、こ

ういう御質問でございますが、商品取引所は、元

来、商品流通を円滑にしたり、あるいは将来の取引をヘッジする

という重要な機能があるところでございまして、

かえって、商品取引を不円滑にしたりあるいは不安を

与えたりする、そういう情勢も多少見えてまい

そこで、この商品取引業務をもう少し正常化し、円滑にし、

向、それから、大衆を保護し、それと同時に、投機を防止する

して法を再検討してみたいと思っております。

第二に、商社の規制の問題でございますが、この商品取引にかん

内面的にだいい警告を発してまいりました。

今朝もまた、十六社の商社の社長を呼びまして、通産省の事務次官

第一に、社会的責任を痛感して、過去の行為に遺憾なきや反省を

行なう調査については協力いたします、それから、商社で特別委員会

第三に、ゴルフ場の規制の問題でございますが、都市計画法の改正

区域におきましては、知事の開発許可を必要とする

断をしていただくことが必要であると思っております。

第二に、不正事件について、事業規制の必要ないか、

請が各方面にございまして、ございまして、立法の必要あり

○国務大臣(櫻内義雄君) 大豆や生糸など農林省所管の物資

因などを御指摘になりましたが、私も、渡辺議員の御意見

そこで、大豆や飼料につきましては、すでに緊急対策を発表

ところでございます。それによって小廉を得てお

し、しかしながら、過剰流動性をはじめとする投機による

暴騰し、国民に大きな不安感を与えるということ

いという点を考えておる次第でございますが、この点

商品取引所が正常な活動をなす、そのことによる効果

いのでございまして、やはり考えなければならぬ

急増などにつきましては、適時適切に証拠金の増徴

示させたりいたしておるところでございます。

それから、農産物に対して、自由化さえすればよい

十分にして、自給率を向上せよという御指摘でござ

現在、御承知のように、昨年十月に発表いたしました

保のために、各種の施策をお願いしておるような

次第でございまして、今後におきましても、一そ

が、森林の壊滅を伴うようなそういう開発行爲

あるいは投機的な土地の売買につきましては、林野、山林等

われておるといふ事実は否定をすることができません

改正をお願いいたし、規制措置をいたしたいと思

○議長(中村梅吉君) 次に、中村重光君提出、最近における

○中村重光君 私は、日本社会党を代表して、今日きわめて

需物資の異常な価格の高騰、さらには、その犯罪的な

投機について、政府の所信をたださんとするもので

総理が、日本列島改造論を提唱してはなばなし

七億から八億の資金を投じてプロ野球球団を買い

手段としての採算など無視して土地買、いさぎりに

御承知のとおり、土地買、占めは、木材に伸び、大豆、

は広がっています。木材は約二倍、大豆はピーク

年の約四倍、毛糸は約三倍等とはね上がりまし

年収百万円前後がやっと、そうした多くの庶民にと

い税金が取り立てられる今日の政治のもとで、大商社

商品市場を荒らし、ささやかな生活の基盤をさか

しびんでいく今日の政治の仕組みに深い疑問を投げかけ、激しい怒りをたたきつけるのは当然であります。(拍手)

いまや、わが国の経済は、巨額の利益をあげた商社、大企業の不当投機によって、総ギャンブルの様相を呈しているのであります。

これらはいずれも国民生活に欠くことのできない物資であり、このような価格高騰の国民生活に及ぼす影響は、まことに甚大なものであります。

近來の地価の高騰といひ、いままた各種生活物資の異常騰貴といひ、それは資本主義経済体制がみずからの墓穴を掘っているのだと批判しているだけでは済まされないのであります。(拍手)そこには生きた人間が生活をし、その生活が破壊されようとしている実態を見落としてはなりません。

この際、政府は、今日の異常騰貴がわが国の將來にとって重大な問題をはらんでいることに深く思いをいたすとともに、この事態の発生を可能ならしめている大資本本位の高度成長政策の矛盾を、率直に認識することが必要であります。

申すまでもなく、今日の国民生活物資の異常高騰の原因は、第一に、歴代保守政権による経済優先の高度成長、生産第一主義であります。加えて、米国のドル信用の失墜による国際通貨危機の招来、その中で、安易にドルの蓄積を放置し、米

国に追随してきたわが国の国際通貨政策の欠如を指摘せざるを得ません。(拍手)

さらに、さきの円切り上げ後、福祉型経済への転換を口では言いながら、何ら有効な対策をとらなかつたばかりか、国内景気刺激に藉口して、事實上、調整インフレを推進したことも大きな原因の一つであります。

こうした節度のない外貨の流入とインフレにより、商社、大企業の手元になぶつた過剰流動性が、積年にわたり保守政権と癒着し、さらには、田中総理の日本列島改造論に拍車をかけられながら投機に使われたのであります。これら商社、大企業の企業倫理の喪失を政治献金で免罪するところ

に、政治の腐敗の根源があります。(拍手)

総理は、今日の事態について責任を痛感しておられるのか。以上の指摘に反駁し得る論拠があれば承りたいのであります。

政府は、商社、大企業の過剰流動性に着目し、先般、預金準備率の引き上げ、商社等に対する手形買取り限度額の設定による金融抑制の措置をとられたが、最も根本的な対処の方策から故意に目をそむけております。すなわち、来年度予算を現在提案しているような超大型インフレ予算にして、区々たる技術的金融抑制措置を講じて、効果は期待できないのであります。

根本的対策としては、来年度予算を組みかえ、インフレ抑制、国民福祉中心に抜本的に改変することが必要であります。これを除外して、他にどのような対策を樹立しても、実効は期し得ません。来年度予算の組みかえを前提として、過剰流動性対策が重要なことは当然であります。基本的には、重化学工業品から雑貨に至るまで、低福祉、低賃金をとことして、すべて輸出競争のチャレンジョンになるような産業構造、貿易構造の転換促進をはかり、経済協力の推進等によって、対外経済関係の均衡のとれた姿を確立すべきであります。

これとともに、当面、円再切り上げ等による中小零細企業あるいは農業等に対しては、特別の配慮を加えつつ、金融引き締めをはかり、特に、直接過剰流動性を吸収するために、中期債を発行するとか、対外均衡の実をあげるまでの措置として、外貨流入に伴う円のダブつきを切斷するとかの方策をとる必要もあると思いますが、これらの過剰流動性対策について、総理、大蔵大臣の所見を伺いたいのであります。

政府・自民党は、今日の事態に対処し、買いため、売り惜しみ、暴利取締法の構想を打ち上げ、一転して調査、勧告、公表と、商社が痛くもかゆくもない内容に後退し、マスコミも、どたばた劇を地で行くと批判しているではありませんか。国民

民の生活を破壊する商社の投機による不当利潤を吐き出させなければ、立法も意味はなく、単に人氣取りの立法劇にすぎません。

それよりも問いたいのは、政府は、何ゆゑ現行法の活用、たとえば独禁法第四十条の発動、行政指導の強化等を行なわなかったのかということであり、(拍手)

この点に対しては、先日、商工委員会におきまして、高橋公取委員長の出席を求めて質問いたしました。総理、この独禁法四十条の適用に對しましては、高橋公取委員長は、これは適用できないのかということに対しては、「適用できる」、なぜにやらないのかということに対しては、「これからやります」というのであります。私は、こうした高橋公取委員長の答弁を伺つてみましても、公正取引委員会の調査権発動に對して、政府、財界がこれを押えていると見ざるを得ないのであります。(拍手)

わが党は、事業者の不当行為取締りに関する法律案の提出の用意があることを、この際明らかにいたしておきます。(拍手)

なお、われわれがかねて主張している大企業の寡占価格規制の立法措置についても、総理の見解をただしておきたいと思ひます。

現在、商品取引所が商社、大企業の不当投機により混乱状態におちいつておることは、先ほどの渡辺議員の指摘によるまでもなく、御承知のとおりであります。商品取引所については、数年来、大衆投資家の保護と健全な取引市場育成のため、われわれといたしましても、問題点を指摘し、その改善を要求してまいりました。しかし、現状は、商社、大企業の過剰流動性の流入により、一部上場商品を除き、取引高に占める当業者の比率が非常に低く、小豆のごときは当業者の比率わずかに七割にすぎない状態であり、過当投機を誘発し、公正価格形成の機能を發揮し得ない実情となつて

いるのであります。この際、われわれがかねて主張している上場商品の適格性を洗い直し、商品取引所制度のあり方を根本的に検討するとともに、当面、国民生活物資については商品取引の停止を断行することが必要であります。

また、株式市場の混乱も目をおおるものがあります。その原因は、商社、大企業の過剰流動性の流入によるものであり、株価の高騰を背景にして、大手証券会社の株価操作という証券取引法違反事件さえ起きているのであります。このような法人買ひの実情は、証券の民主化、企業の民主化を阻害するものであり、事態の改善をはかることが早急に必要であります。

以上の点について、総理、大蔵、通産、農林各大臣の所見を伺いたい。

大豆等穀物類の価格高騰については、国際的な需給逼迫が原因の一つとなつてゐることも事実であります。穀物類の価格高騰は、みそ、しょうゆ、とうふ、納豆、鶏卵、肉類等これが反映を、日常の消費生活に影響するところをきわめて大きいものがあります。先般政府は大豆五万トンの放出を決定しましたが、その内容を見てみますと、四割に及ぶアウトサイダーのとうふ業者、消費生活協同組合には、割り当てがないことになつております。このような最も安く消費者のために供給する生活協同組合等に割り当てがないということは、まことに不当であるといわなければなりません。

また、日常の消費生活に必要な穀物類の安定供給については、価格の安定、農業基盤の整備等を含めまして、長期的な観点から基本的な対策を樹立すべきであります。総理、農林大臣の所見を伺いたい。

今日、高騰が続いている木材輸入の実情を見ても、大手商社の独占に近い形態で取引がなされているのであります。八〇%といわれます。しかも、世論の非難をよそに、ストックのための用地さがしに懸命になつてゐるとさえ伝えられているのであります。住宅政策推進の見地から、きわめて公共性の強い木材を、価格操作も容易にし

最近における買ひ占めなどに見られる商品投機等に関する中村重光君の緊急質問

一九九



昭和四十八年三月一日 衆議院會議録第十二号

得るこのような独占体制に、このまま依存するわけにはまいりません。

この際、私は、真に物価抑制、不当投機の絶滅を期するために、木材、大豆、銅料等、国民生活を必需物資を輸入、備蓄し、安定供給、価格調整の機能を持つ公団の設立を提案するものであります。これに要する経費は、必要以上に蓄積された外貨を活用すれば足りるのであり、この公団の設立こそ、まさに福祉型経済の実現をはかる第一歩であります。

最後に申し上げたいことがあります。

御承知のとおり、今日の経済の混乱を起している最も大きな原因は、世界各国からもきびしく非難されておりますように、わが国の低賃金と長期労働であり、政府は、通貨対策を理由に外国為替市場の土曜休日制に踏み切りましたが、事は、外国為替市場だけの問題ではありません。この際、週休二日制を全企業に実施させて、長時間労働から解放し、国際間の信用を回復する道を直ちに講ずべきであると思ひますが、総理並びに労働大臣のこの点に対する見解を伺いたないのであります。

以上、私は、数点にわたり提言をし、また、政府の有言不実行を指摘して、その無責任性を明らかにしてまいりました。しかし、独占資本主義体制の矛盾が、日本列島改造論によってさらに混乱を深め、いかに重大な結果をもたらしているかを知らうとしない総理は、なお小手先の施策でお茶を濁そうとされるのか。私は、率直に総理に進言をしたい。このように国民生活の上で重大な失態をもたらしている今日の経済混乱の責任をとることこそ、政治家として生きる道であるというところを強く主張いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣田中角栄君登壇〕  
○内閣総理大臣(田中角栄君) 第一に、現在の木材、大豆、生糸、綿糸等の異常高騰、過剰流動性対策等に対する御質問に対してお答えを申し上げます。

最近における買い占めなどに見られる商品投機等に関する中村重光君の緊急質問

たいと存じます。

先ほどもお答えを申し上げましたように、木材、大豆、生糸などの市況商品につきましては価格の高騰が見られることは事実でございます。これに対して政府としては、緊急輸入の促進、政府在庫の放出、関係業界への協力要請、商品取引所の規制等の措置を講じておるわけでございまして、

また、過剰流動性対策としては、去る一月以来、預金準備率の引き上げ、土地関連融資の抑制、日本銀行の窓口指導による貸し出し抑制の強化等の措置を講じており、特に商社につきましては、大手商社等に対する日本銀行の手形買入れ限度額制度の創設、商社向け貸し出しの抑制等の措置を実施しておることは、御承知のとおりでございます。

なお、過剰流動性の吸収には今後とも一段と配意をし、投機的活動の排除につとめてまいりたいと考へます。

第二は、商品取引所制度を根本的に検討し、当面、国民生活物資について取引停止等を断行せよという御発言でございますが、商品取引所制度は、商品の価格の形成、取引の公正化をはかり、商品の生産及び流通を円滑にすることを目的としておることは御承知のとおりでございます。政府としても、この目的を達成するために、従来から商品取引所の運営の健全化につとめておるのであります。

さらに、この制度の基本的なあり方につきましても、現在産業構造審議会の場において、広く有識者を集め、調査、審議をしておるのでございまして、この結論に基づき、制度の改善をはかってまいりたいと考へます。

また、価格騰貴の著しい商品につきましては、これまででもきびしい規制措置を講じてきておるのであります。今後の価格の推移によっては、他への影響を配慮しつつ、立ち会い停止の措置を含む万般の対策を機動的に講じてまいりたい、こう

考へるわけでございます。

次は、株式市場について早急に事態の改善をはかれよということでございますが、一昨年来の株式市場の状況にかんがみ、政府としては、秩序ある市場の運営という観点から、できる限り行政措置をとつてまいりましたが、今後とも、公正な株価の形成を施策の重点として、国民経済の発展に寄与するような市場の育成につとめてまいりたいと考へます。

寡占価格を規制せよという問題でございますが、政府といたしましては、自由経済体制のもとにおいて、競争維持政策を通じ、価格形成の適正化をはかることを基本とすべきであると考えております。政府が一般的に企業の価格形成等の競争条件を一そう整備することにより対処してまいりたいと考へます。

今回の大豆、銅料、木材等の価格騰貴は、天候不順等による需給の不均衡からきた国際価格の上昇、国内需要の堅調等にその基本的な要因があると考えておるのでありますが、政府は、輸入の円滑化、政府在庫の放出、業界に対する協力要請等の措置を講じてきたことは、先ほど申し上げたとおりでございます。

国民生活必需物資に対して公団をつくつたらどうかというところでございますが、国民生活物資についてある程度の備蓄が必要であるというところは事実でございますが、このために公団が必要であるという考えには至っておりません。

最後に、週休二日制についての問題でございますが、政府は、労働者の福祉向上をはかる見地から、従来より、その普及につとめておるところであります。経済社会基本計画におきましても、大企業の一部が完全週休二日制に到達し、中小零細企業においてもかなりの程度週休二日制が一般化することと定めることとしておるのでございまして、今後ともその推進につとめてまいりたいと考へます。(拍手)

〔国務大臣愛知揆一君登壇〕

○国務大臣(愛知揆一君) お答えいたします。

国内の流動性の増加要因として、国際収支の黒字に伴う外為会計からの散布超過がその一因でありますことは、御指摘のとおりでございます。しかしながら、先ほど渡辺議員にお答えいたしましたように、対策といたしましては、総合的な金融政策をきめこまかく、きびしく実施することによって対処いたしたいと考へる次第でございます。なぜならば、国内の全体のマネーサプライを見ますと、圧倒的に大きい地位と役割りを占めるものは金融機関の役割りであり、貸し出しでございます。したがって、この点から対策を進めていくことが最も適当であると考へるわけでございます。

なお、念のために申し上げますと、ただいまの状況は、一月から二月の財政資金と民間資金の状況を見ても、約九千七百億円のいわゆる揚げ超でございます。この中には一般財政と外為、民間との収支を総合してこういふ結果になっておるわけでございますが、さらに三月は、例年は払い超の月でございます。したがって、これを頭に入れましたら、一月から三月の間で、大体三千億円から四千億円の引き揚げ超過になると見込まれております。

かような状況でございますから、中期債というような御提案もございましたけれども、ただいまこうした新たな措置を講ずる必要はなからうか、かように考へておる次第でございます。その次に、株式市場の問題でございますが、ただいま総理からお答えもございましたが、すでに大蔵省といたしましては、証券会社に対する立ち入り検査も実行をいたしておる次第でございます。証券会社の自己売買の圧縮、信用取引の規制、そういう措置をとつてきておりますが、証券業界自体としても、先月末には営業活動の自粛を申し合わせておるような次第でございます。今後とも政府といたしましては、健全な個人投資家の育成をはじめ、市場の信用向上ということにつ

いて徹底した指導行政を展開してまいりたい、か  
ように考えておる次第でございます。(拍手)

〔國務大臣中會根康弘君登壇〕

○國務大臣(中會根康弘君) 産業構造転換の必要  
ありやなしやというお尋ねでございますが、お答  
えはあるということでございます。

日本の産業構造を知識集約型、福祉型の構造に  
転換していくという大方針を持っておるわけでござ  
いませうが、最近特にこの為替変動等にもかんが  
みまして、発展途上国からは追い上げられてお  
る、あるいは米国からは高級品についていろいろ  
なまたサセズションも来ておる。そういうような  
状況のもとにあって、繊維や雑貨や機械というよ  
うなものについては、非常な苦況がまさに来んと  
しておるといふ状態でもございます。そういう情  
勢にもかんがみまして、特に為替変動によって浮  
き沈みしなければならぬようなケミカルシューズ  
であるとか、あるいはクリスマス電球であるとか  
か、そういうような小企業、抵抗力のないそうい  
う小企業等につきましては、この際思い切つて産  
業構造の転換をやつて、為替の変動によつてその  
喫水線の中を浮き沈みするような苦難を再び受け  
ないような構造に転換してあげるといふことが  
非常に重要であると思ひまして、今回思い切つて  
やるつもりでございます。

第二に、取引所の上場品目を洗い直せ、取引所  
法の改正も必要ではないか、こういうお尋ねござ  
いませうが、この点につきましては先ほどお答え  
いたしました。最近来、毛糸その他で相場が投  
機的に上がりましたときに、証拠金を思い切つて  
丸代まで引き上げるとか、あるいは建て玉報告と  
称しまして、委託者の氏名を報告させる、こうい  
う措置をやりました。また、情勢によつては立ち  
会ひ停止もやるぞというのを警告いたしましたし  
て、部分的には鎮静に帰したのもございます。

しかし、取引所法全般についていろいろ問題点も  
ございませうので、先ほど総理がお答えいたしまし  
たように、産業構造審議会流通部会で目下検討し

昭和四十八年三月一日 衆議院会議録第十二号

ておりまして、その検討の結果を待ちまして、わ  
れわれは対処したいと思つておるところでござい  
ます。

それから、寡占価格の問題でございますが、こ  
れも総理がお答えになりましたけれども、元來わ  
れわれは自由競争、自由価格の形成を中心に経済  
運営を考えておるものでありまして、政府の直接  
介入はできるだけ避けたいと思つておるところで  
ございませう。しかし価格形成が不当に、ある限度  
以上の不当性をもつて行なわれる疑いがあるとい  
う場合には、当然独禁法を厳格に解釈して発動す  
べきであると思ひますし、またそれが社会の常識  
に反するような場合には、通産省も行政指導を  
もつてその非違を是正するようにいたしたいと  
思つております。(拍手)

〔國務大臣櫻内義雄君登壇〕

○國務大臣(櫻内義雄君) 二、三補足してお答え  
を申し上げたいと思ひます。

まず商品取引所の問題でございますが、先ほど  
も申し上げましたとおり、正常な活動が保たれ  
ておるといふことがきつめて重要なことござい  
ます。相場の乱高下あるいは取り組み高の急増  
等、異常な兆候の発生が見られましたときは、適  
時適切に臨時増し証拠金の増徴、受託枚数及び建  
て玉の制限等の措置を講じさせ、市場管理に万全  
を期せしめておるところでございます。お話し  
取り扱ひ商品の洗い直しであるとかあるいは取引  
所法の改正につきましては、産業構造審議会の答  
申を待つて検討をするということにつきまして  
は、総理あるいは通産大臣とともに私も同じ見地  
に立つておるわけでございます。

それから、大豆の緊急対策につきまして具体的に  
にお尋ねがございました。アウトサイダーあるい  
は生協への割り当てがなかったことに対する御批  
判であります。きょう急に承りましたので、  
私がつさに考えましたことは、なかなかアウト  
サイダーは流通経路がはつきり掌握できかねるの  
ではないか。ただでさえ大豆が高騰をしたという

原因の中には、これを所要のところに割り当てら  
れず、これが不必要に投機的な対象になったと  
いうようなことがあつて、この流通経路をしつ  
りつかめるかどうかというところにアウトサイ  
ダーの割り当ては問題があると思ひますが、生協  
への御意見につきましては、これは私、さつそく  
検討をさせていただきますと思ひます。

それから、農産物の長期的対策につきまして  
は、これは渡辺議員にお答えいたしましたとおり  
に、昨年発表いたしました試案に基づきまし  
て、構造改善事業、基盤整備事業、価格安定施策  
等を積極的に進めていく、四十八年度の予算にお  
きましていろいろとお願ひをしておるような次  
第でございます。

お尋ねの中で、木材の問題につきましては、私  
も、これは非常に苦慮いたしておるのでございま  
す。と申しますのは、国有林材の出荷の促進とか  
民有林材の早期出荷の要請等それぞれやつてまい  
りましたが、しかし、何といつても国内材では需  
給が均衡でありません。しかし、それだからと  
いって、現在主として輸入の相手国になつてお  
りますところのアメリカはどうかといふと、非常に  
需給が逼迫をしておりまして、なかなか思うよう  
に出してもらえない、こういう現状にございま  
す。この間うちエバリー氏などが参りましたとき  
に話し合いました。その際に、ひとつ日本も丸  
太でなく製材で受けるようにしてくれと言われま  
したが、その製材がまた寸法が合わないというよ  
うなことがございませうので、これからは木材の  
問題については、代替品を活用するとか、あるい  
はカナダとかソ連とかインドネシア等の輸入を促  
進するとか、さらには、開発輸入の方式などを考  
えながら、何とかこの木材の問題に対応してい  
たいと考えておる次第でございます。

なお、木材、大豆、飼料等につきまして、その  
輸入や備蓄をするところの公団をつくつたらばど  
うかという御意見をちょうだいいたしました。私  
も、これは検討する価値のある御構想であるとい  
ふふうに承つたのでございませうが、よく研究を  
さしていただきたいと思ひます。(拍手)

〔國務大臣加藤常太郎君登壇〕

○國務大臣(加藤常太郎君) 週休二日制の問題  
は、総理からもお答えいたしました。この問題  
は労働省としても従来から、労働者の福祉の向上  
のためにこの推進に大いに努力してきました。そ  
のために特に関係閣僚懇談会も設けまして、これ  
にはんとうに熱意をもつて取り組んでおります。

この問題は世界の趨勢でもありますし、私として  
は、労使がよく話し合つて、そして、できるだけ  
早くこれが実施に達するように努力いたす所存であ  
ります。(拍手)

○議長(中村梅吉君) 次に、小林政子君提出、商  
品投機など最近の異常な物価高騰に関する緊急質  
問を許可いたします。小林政子君。

〔小林政子君登壇〕

○小林政子君 私、日本共産党・革新共同を代表  
して、今日重大な政治問題とさえなつていゝる物価  
の異常な急騰に対し、総理並びに関係閣僚に緊急  
質問をいたします。(拍手)

第一に、現在ますます最も重視しなければならぬ  
のは、いまの物価急騰が、米、大豆、小豆、木  
材、生糸、羊毛など、いずれも国民の日常生活  
必需品を中心としており、しかも、それが大商社  
をはじめとする大企業の投機を目的とした買い占  
めによつて引き起こされているという事実であり  
ます。

現に、国民の主食である一部の銘柄米やモチ米  
の品薄が伝えられるや、モチ米の価格はたちまち  
五割から六割も急騰し、その最大の原因が、自主  
流通米代行買付けという隠れみのをかぶつた大  
商社のモチ米買い占めにあることは、もうきわめ  
て明白であります。これが、やがて米全体に波及  
する危険さであるのであります。

また、木材も、通常の在庫量と先行き輸入見通  
しも当時ある中で、市場価格が二倍から三倍には

最近における買い占めなどに見られる商品投機等に関する中村重光君の緊急質問 商品投機など最近の異常な物価高騰に関

昭和四十八年三月一日 衆議院會議録第十二号

商品投機など最近の異常な物価高騰に関する小林政子君の緊急質問

二〇一

ね上がったのは、アメリカの林業大資本と輸入のほぼ四分の三を占める大手商社の投機の合作によつて引き起されたものであります。

さらに、大豆に例をとつてみても、四十七年の年間輸入量は、前年を十八万トン、また国内消費見込みを約十四万トン上回つており、需給関係では例年に比べて何ら変化はないのであります。また、かりに国際相場の上がりやを考慮したとしても、大商社の輸入価格は、十二月到着分はすでに昨年九月、十月ごろに契約したものであり、シカゴ相場トシ当たり四万円以下の大豆が、国内価格では一季に二十万円以上に暴騰した理由の説明には何らならないのであります。

したがって、需給関係や輸入価格の面から見て、今日の異常な生活必需品の暴騰は、資金力にものをいわせ、輸入物資の大半を押えている大商社の買い占め、ストック操作によつてもたらされたものであることは、だれの目にも明らかであります。(拍手)

大商社、大企業が、このように投機を自当てに生活必需品の買い占めを行ない、暴利をむさぼつてゐることは、憲法が保障している国民の生活権と公共の福祉を守る立場から絶対に許すことのできない反社会的行為といわなければなりません。(拍手)

同時に、こうした大企業の行為を、自由経済体制という口実で今日まで野放しにしてきた政府みずからの責任をどう考えているのか、また、総理は、今日の事態に至つてもなお大企業のこのような反社会的行為が、自由経済体制という名で許されるかと考えているのかどうか、明確な答弁を求めらるものであります。(拍手)

わが党は、こうした投機による価格の暴騰を抑えるため、米については物価統制令の適用を直ちに復活し、食糧管理制度を改善するとともに、日常生活にかかわりを持つその他の重要物資に対して、投機を目的にした買い占めを防止し、価格規制がとれることを目的にした臨時的な立法措置を

直ちに行なうことを強く主張するものであります。(拍手)

この臨時立法の内容としては、  
一、生活必需品の価格動向に依りて、必要な場合、一定基準以上の商社、卸売業者に対して、それら物資の売買に関する数量、価格、在庫の状況を一定の期間、毎週主務官庁に報告させること。  
二、主務官庁に立ち入り調査のできる権限を持たせ、調査結果を公表させること。  
三、輸入価格、生産者価格を著しく上回る価格の急騰に対しては、主務大臣の命令によつて、急騰前の価格で販売させ、また、在庫品を放出させること。  
四、これに従わない場合には、罰則を課すること。

以上のようなきびしい規制を行なうことが必要であります。(拍手)このような内容の立法措置を直ちに行なう考えがあるかどうか。また、米に対する物統令の適用を復活し、食糧制度を改善するかどうか、総理並びに関係各大臣の見解を明らかにしていただきたいと思ひます。(拍手)

第二に、今日の異常な物価高騰について、依然として重視しなければならぬことは、鉄鋼をはじめ、大企業がその製品価格を不当につり上げてゐる問題がその基礎にあることである。すでに鋼材の市中相場は、昨年初めからことしにかけて、ほぼ三割から八割近くも大幅に値上がりをしてゐるのであります。このため、鋼材を必要とする多くの中小業者は深刻な打撃を受けておられます。

この鋼材暴騰の最大の原因が、一昨年十二月から昨年十二月まで実施された不況カルテルにあることは、総理も認めておられるのであります。しかも、この鉄鋼の不況カルテルは、独占禁止法によつてもとつてい認められるものではなかつたにもかかわらず、総理が通産大臣であつた一昨年十一月、大鉄鋼資本の意向を受けた通産省がみずか

ら提唱し、これを公正取引委員会に認可させたものにはかなりません。この問題での政府の責任、とりわけ田中総理の責任がきつめて重大であることは今日もはや明白であります。総理は、この責任をどのように反省しているのか、お伺いをいたします。

さらに、鉄鋼は、昨年十二月末で不況カルテルの期限が終了したにもかかわらず、通産省はなおガイドポストと称して、事実上の生産販売調整を指導し、鋼材が小口需要者へ渡るのを事実上制限をして、市中相場の暴騰をさらに促進させているのが実情であります。また、鉄鋼大メーカーが公開販売制度という名で、事実上のカルテルを維持していることも全く野放しにしております。総理は、独占禁止法の厳正な運用によつて不当な価格形成は排除すると何回も言明してきましたが、実際には何ら排除されておらないのであります。このように不況カルテルをはじめとする大企業のカルテルが、物価つり上げの大きな原因であることがもはや明白になつてゐる以上、現行の独占禁止法から、さしあたり大企業の不況カルテルを認める条項を削除し、大企業が行なう一切の不況カルテルにまぎらわしい行為をはつきり禁止する条項を盛り込むなど、独占禁止法の改正を行なうべきだと考えます。(拍手)総理並びに通産大臣の具体的な答弁を求めます。

また、こうした製品の価格つり上げ、さらには投機による商品や土地の価格暴騰など、大企業のふるまいは全く横暴をきわめております。政府及び国会が、これら大企業の反社会的な行為を全面的にきびしく取り締まる措置をとることは、今日、国民の生活権を守るために緊要なこととなつております。

そのため、わが党が以前から提唱してきた、国会に大企業の価格つり上げや投機の実態を調査する委員会を設け、この調査に基づき、政府が価格規制の措置をとることをいま直ちに実施すべきだと、強くこのことを主張するものでござります。

第三に重要なことは、すでに指摘した大商社などを中心とした投機が、自民党政府の進めてきたインフレ的な財政金融政策によつてつくり出された過剰資金を利用して行なわれているという事実であります。したがつて、政府のインフレ政策の中止こそが、問題を根本的に解決するためきわめて重要になつてゐることでございます。

昨年十一月現在の現金通貨と預金通貨の供給額は約三十一兆円に達しており、わずか一年間に五兆八千億円、約二三%も増加しております。ところが、昨年の実質国民総生産は九・二%の増加であり、明らかに通貨の供給が経済規模の拡大をはるかに上回つてゐるのであります。

このようにして、大企業のもとに蓄積された膨大な資金が投機に向けられ、そして、多くの国民はこれによる異常な物価上昇に苦しめられてゐるのであります。インフレーションが急激に悪性化してゐることはきわめて明白であるといわざるを得ません。

この原因の一つは、ドルの流入に伴い外為会計からの円の供給が、昨年及び一昨年を合せて約六兆一千億円にものぼつたにもかかわらず、政府及び日本銀行が、これを吸収する措置をほとんどとつてこなかつたばかりか、むしろ日本銀行の貸し出しを、昨年は一昨年と比べ一兆四千四百億円もふやすなど、大企業に対し、一そう豊富に資金を供給し続けたからにはかなりません。

しかも、つい最近に至つて、政府は、国民の世論に押され、預金準備率の引き上げ、融資の規制など若干の措置をとらざるを得なくなつてゐますが、預金準備率の引き上げはわずかに〇・五%、約三千億円の資金を吸収するにすぎません。全く微温的といわなければならぬと思ひます。

したがつて、わが党は、市中銀行に対する預金準備率を、少なくとも数兆円と見られる過剰資金を十分吸収できる程度に引き上げるとともに、大商社、大不動産業などに対する融資をさらにきび

しく制限するべきだと、強くこのことを主張するものでござります。

また、こうした製品の価格つり上げ、さらには投機による商品や土地の価格暴騰など、大企業のふるまいは全く横暴をきわめております。政府及び国会が、これら大企業の反社会的な行為を全面的にきびしく取り締まる措置をとることは、今日、国民の生活権を守るために緊要なこととなつております。

そのため、わが党が以前から提唱してきた、国会に大企業の価格つり上げや投機の実態を調査する委員会を設け、この調査に基づき、政府が価格規制の措置をとることをいま直ちに実施すべきだと、強くこのことを主張するものでござります。

第三に重要なことは、すでに指摘した大商社などを中心とした投機が、自民党政府の進めてきたインフレ的な財政金融政策によつてつくり出された過剰資金を利用して行なわれているという事実であります。したがつて、政府のインフレ政策の中止こそが、問題を根本的に解決するためきわめて重要になつてゐることでございます。

昨年十一月現在の現金通貨と預金通貨の供給額は約三十一兆円に達しており、わずか一年間に五兆八千億円、約二三%も増加しております。ところが、昨年の実質国民総生産は九・二%の増加であり、明らかに通貨の供給が経済規模の拡大をはるかに上回つてゐるのであります。

このようにして、大企業のもとに蓄積された膨大な資金が投機に向けられ、そして、多くの国民はこれによる異常な物価上昇に苦しめられてゐるのであります。インフレーションが急激に悪性化してゐることはきわめて明白であるといわざるを得ません。





昭和四十八年三月一日 衆議院會議録第十二号

○国務大臣(愛知揆一君) お答え申し上げます。準備率の再引き上げは、きわめてすみやかな機会に実施されるはずでございます。

それから、法人税負担の将来のあり方については、福祉充実のための財政需要が増大いたしますから、将来の問題としては、負担は上げていくべきであると思っておりますが、四十八年度においては、税率の問題よりは、課税所得の拡大をはかるというところに重点を置きましたことは、累次申し上げておるとおりでございます。

公債につきましては、景気調整政策の見地からだけではなくて、公私両部門の資源の適正な配分をはかるために、この際、民間資金を活用して、社会資本整備を推進するというのがきわめて大切であると考えまして、建設公債市中消化の原則を堅持して、適切な運営を進めていきたいと思っております。(拍手)

〔国務大臣櫻内義雄君登壇〕

○国務大臣(櫻内義雄君) 大豆について御指摘がございました。たいへん投機対象となったということは、まことに遺憾ですが、御指摘のように、輸入量について昨年度と申しますと、四十六年度と四十七年度を比較して一つも減っておらぬじゃないか、こういう御指摘、これはたいへんごもっともなんですが、しかし、一つ御説明を申し上げます。大豆は搾油用のものと食品用のものとがございます。その食品用のものにつきまして、アメリカの五大湖付近が降雪が早く、これがなかなか出荷できない。また、中国ものが輸入がおくれた、こういうことで中国につきましては糧油会社にお願いをし協力を得た。また、飼料に非常に影響があることでございましたが、製油業界の協力を得て手持ち五万トンの放出をして、未選別のものであるが、これをやむなく、とうふ、みそ、しょうゆ等に使ってもらった、こういうことであります。

それから、物統令についての御意見を承りました。すでに総理からお答えのとおりでございますが、現在、食管法に基づいて、物量的にも制度的にも、米の流通を支配しておるところでございます。全体としての米価水準を適正に維持しておるところでございますから、食管法の改正については考えておりません。(拍手)

商品投機など最近の異常な物価高騰に関する小林政子君の緊急質問 商品投機など物価急騰に関する有島重武君の緊急質問 二〇四

○議長(中村梅吉君) 次に、有島重武君提出、商品投機など物価急騰に関する緊急質問を許可いたします。有島重武君。

〔有島重武君登壇〕  
○有島重武君 このところ、土地や株式の投機、思惑買いがますます過激になりまして、これが今日では、木材、大豆、生糸、綿糸、羊毛、銘柄米などの生活必需品にまで拡大し、ちまたでは、投機社会といふことばすら出ているほどの様相を呈しております。

こうした中で、国民生活が甚大な被害を受けて、日々の家計は脅威にさらされております。  
〔議長退席、副議長着席〕  
大豆の相場が暴騰すると、とうふが一十円、二十円と値上がりになりました。木材の急騰で、せつかくのマイホームの夢がくずれました。また、綿糸高騰から、医療用ガーゼが底をついて、大病院まで手術ピンチにおちいりました。さらに、米の買い占めがうわさされるなど、全くのゆゆしき事態に立ち至っているであります。

私は、公明党を代表いたしまして、大商社を中心とする大企業の投機行為が大きな社会不安をつくり出して、その今日の異常事態に対し、政府の責任と、その責任の上で立つての対応策について、総理並びに関係大臣の見解をお伺いいたします。(拍手)

まずただしておきたいのは、現在のような状態におちいっている原因がどこにあるかということであり、今日の異常事態は、直接的には許しがたい大商社などの投機行為にあるとしても、その基盤がどこ

にあったのか。それは、池田内閣以来の自民党政府のインフレ政策、さらに、それに輪をかけて現田中内閣のインフレ政策にあると断言せざるを得ません。(拍手)  
総理、あなたが長い年月をかけて、金や貯蓄に対する国民の信頼を失なわしたのであります。金を物にかえる機運が充満して、投機の基盤をつくってこられたのであります。そうして、こうした機運の上に、外貨流入によるだぶつき資金、いわゆる過剰流動性が、政府の無策のままに、インフレ期待から土地、株式、さらには木材、大豆へと投機の手を広げていったというのがその実態であります。

識者の警告にもかかわらず、また、たび重なるわが党の提言にもかかわらず、政府は、ついにインフレ抑制の根本対策を何ら行ないませんでした。予見されていた過剰流動性を防ぎとどめる努力を何ら行なわなかつたのであります。結局、国民生活を大商社などの食いものにしてしまったのは、政府の責任であるといわなければならないのであります。この責任をどう受けとめられるのか、政府の責任の所在を明確にすべきだと思います。政府の御見解を伺いたいと存じます。

あわせて、当面している過剰流動性をどのように吸収していくのか、また、その効果がどのように期待できるのか、どのように期待できると確信するのかが、具体的にお答えいただきたいと思っております。

政府は、ことし二月に入って、初めて投機の規制に行動を起こしたのであります。政府が根本的な問題にメスを入れないで、現象面だけの糊塗的対策に終わることは断じて許されないのであります。

商社の首脳たちが何と言っているか、政府が紙幣を乱発して、お金の価値が下がっているときに、企業が自衛策として株や土地に走ったってこれはしょうがないじゃないか、政府としてはそれは批判できないはずだ、こう言っています。ま

た、政府与党の内部ですら、「十四兆円ものインフレ予算を組んでおきながら、流動性がどうのこりのといったってしょうがない」というような批判が出ております。政府は、これに対してはつきりと答えてもらいたいと思っております。そうして、政府の商社などに対する投機規制の構想をいつ国会へ提出するのか、これも伺っておきたいのであります。

総理は、当初、物価統制令を適用したいとまで強い姿勢を示されたのでありますけれども、報ぜられるところによりまして、日に日に後退の色を濃くしております。私は、物価統制令の適用は可能であると信じております。したがって、新現立法は当然のこと、不当な利益を意図する売り惜しみ、買い占めには、立ち入り検査をはじめ、生活必需品資に関する場合には、強制的にこれを放出せしめるといふような事項を織り込んでおきたいと思っております。また、暴利をむさぼるというものに対しては、きびしい罰則の適用をも準備すべきであると思っております。政府のお考えをお聞かせいただきたいのであります。

こうして質問をしております間にも、投機活動が進んでいるのであります。政府は、いつ国会へ提出する予定か、これをまずお示しいただきたい。

特別立法に関連いたしまして、政府、自民党の内部では、自由経済のためから、きびしい取り締まりは憲法上の疑義があるとの論があると報ぜられておりますけれども、私は、憲法で営業の自由が保障されているとは申せ、そこには、おのずと企業の社会的責任が存在する。その意味でも、営業の自由とはいえ、公共の福祉に反しないこと、これが前提となつておられると思っております。いかに自由経済のためをいって、そこに営業の自由が認められるとはいっても、そこには、おのずと守るべき倫理と道徳がなければなりません。金もうけのためにはすべてが自由であるというのであれば、秩序も何もあつたものではあ

りません。

昨年、四十七年十一月二十二日の最高裁判決の中で、營業の自由に關連して、次のような記述がございませぬ。

「憲法は、全体として、福祉国家的理想のもとに、社会経済の均衡のとれた調和的發展を企図しており、その見地から、すべての國民にいわゆる生存権を保障し、その一環として、國民の勤勞權を保障する等、経済的劣位に立つ者に対する適切な保護政策を要請していることは明らかである。このような点を総合的に考察すると、憲法は、國の責務として積極的な社会経済政策の実施を予定しているものといふことができ、個人の経済活動の自由に関する限り、個人の精神的自由等に関する場合と異なつて、右社会経済政策の実施の手段として、これに一定の合理的規制措置を講ずることは、もともと、憲法が予定し、かつ、許容するところと解するのが相当であり、國は、積極的に、國民經濟の健全な發達と國民生活の安定を期し、もつて社会経済全体の均衡のとれた調和的發展を図るために、立法により、個人の経済活動に對し、一定の規制措置を講ずることも、許されるべきであつて、決して、憲法の禁ずるところではないと解すべきである。こう記述があるのであります。」

総理は、この最高裁の判決を現状と照らし、どのようにお受けとめになるか、御所見を承りたいのであります。

したが、いま、商社に對してきびしい規制をしていくことを要求したいと思ふものであります。基本的な御見解をお伺いいたします。

次に、商品価格が急騰してあります。今日におきまして、商品取引所制度の有する機能が正常な商品価格の形成にどれだけ役に立っているのか、機能そのものはたして存在しているのかどうか、これについて総理並びに關係大臣にお尋ねしておきたい。

申すまでもなく、商品取引所の機能として、需

昭和四十八年三月一日 衆議院會議録第十二号

給や經濟情勢、國際情勢などを反映した適正価格の形成、地域的、時間的な相場凹凸を是正するという平準化作用、あるいは売りつなぎ、買いつなぎなど価格変動に対する保険作用などがあるわけでございますけれども、あまりにも激しい現物価格の暴騰は、これらの機能をものみ込んでしまつて、商品取引所の存在価値すらもいま云々々々である現状であります。

政府は、糸糸相場の急騰に對して、通常四万円の証拠金に加えて、臨時割増し証拠金一枚につき七十万円として、相場の鎮靜化をはかつて、一応の効果をみたのであります。この種の措置だけで、この過熱した相場相場を鎮靜することが將來ともできると考へておられるのか、總じて、商品取引所制度は現状のままよいと考へておられるのか、これらに對して何つておきたいのであります。

最後に、政府が今日の過剰流動性について全面的に金融政策に依存していることと關連いたしまして、日銀法の改正についてお伺いしておきます。

さきにも述べましたように、私は、今日の過剰流動性を吸収するためには、政府の財政金融政策にわたつて、インフレ抑制、これがきつて緊要であると思ひますけれども、今日では、日銀に多くを期待せざるを得ない状態になっております。

しかしながら、現在の日銀は、政府の優先機關のごとく、あるいは政府の代理人のような存在に成りまがっておる面もあつてあります。それが現在のインフレ經濟を助長することにもなつているのであります。

私は、日本銀行の中立性、獨自性、これを維持するたてまえから、これを保障する日銀法の改正が必要ではないか、このように考へるものであります。日銀法の改正は何回か論議がかわされてまいつたのでございませぬけれども、この際、インフレ抑制の政府の姿勢を示す意味からも、政府の決断が必要であると思ひますが、政府のお考へをお伺

いたします。

なお、政府は大企業の法人税、高額所得者の課税強化、特に大企業の法人税は、直ちに四〇〇程度まで引き上げるべきだと考へますけれども、あわせて御答弁をお願いしておきます。

以上で質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣田中角榮君登壇〕  
○内閣総理大臣(田中角榮君) 今日、異常事態に對する対策、過剰流動性吸収のための具体策、これについて申す申し上げます。

先ほどから申し上げておりましたとおり、木材、大豆、繊維などの市況商品につきまして、価格の高騰が見られることは事実でございます。これに對して、政府としては、緊急輸入の促進、政府在庫の放出、關係業界の協力要請、商品取引所の規制等の措置を講じてまいつたわけでございます。

また、過剰流動性対策といたしましては、去る一月以来預金準備率の引き上げ、土地関連融資の抑制、日本銀行の窓口指導による貸し出し抑制の強化等の措置を講じており、特に商社については、大手商社等に対する日本銀行の手形買入入れ限度額制度の創設、商社向け貸し出しの抑制等の措置を実施しておるのでございます。

これら諸般の措置の効果は、次第に浸透していきものと考へておりますが、過剰流動性の吸収には今後とも一段と配慮をし、投機的活動の排除につとめてまいりたいと考へます。

商社などの投機行為を徹底的に取り締まるべし、特別立法はつくるのかという趣旨の御発言に對しましては、政府としましては、現在の事態に對しては、基本的には行政的措置で対処する考へてございませぬが、これを補完するための立法措置は、各方面の御意見を聞きながら、現に検討を続けておるのでございます。

それから、法人の企業活動、商行為その他に對しての、自由との問題に對しての言及がございませぬが、企業活動の自由が確保されなければならぬことは当然であります。が、しかし、反社会

的な行為が許されるものでないこともまたあたりまえのことだと思つてございませぬ。正常な商行為が行なわれるよう、政府は適時適切な措置を講じてまいりたいと考へます。(拍手)

〔國務大臣愛知揆一君登壇〕  
○國務大臣(愛知揆一君) 日本銀行は、中央銀行として十分にその自主性を保ち、機能を發揮しておると考へる次第でございます。今日の、なかなかむずかしい金融政策の時期でございますが、十分にその使命にこたえておると感じております。

したが、いま、ただいま特に日本銀行法の改正を取り急ぐというふうな必要は考へておりませぬ。

ただ、中央銀行としての日本銀行はいかにあるべきか。制度の問題として、恒久的な問題として、常に研究を怠るべきではないと考へております。

それから次に、租税の重課についての御意見がございましたが、法人税については、累次申上げておるとおりでございます。所得税につきましては、累進税率によつて、高額所得者に對して、ずいぶん現在重課されておるわけでございます。たとへば八千万円超の所得に對しましては、七五〇の税率が課せられておるわけでございます。こうした税率の構造は、國際的に見ましても、相当の累進税の強いものでございまして、この最高税率をさらに引き上げるといふことについては、なお慎重に検討の必要があるのではなからうかと、かように考へておる次第でございます。

(拍手)  
〔國務大臣中曾根康弘君登壇〕  
○國務大臣(中曾根康弘君) 商品取引所の機能を再検討せよということでございますが、お説のとおり、取引所は価格形成の安定のためにあり、取引の円滑化及び保険担保の意味もあるわけでございます。しかし、最近やもすれば、この取引所が投機場所あるいはかけの場所という方向に動く傾向があり、世間からもそう見られておること

が、商品投機など物価急騰に關する有島重武君の緊急質問

昭和四十八年三月一日 衆議院會議録第十二号

は、非常に遺憾なことであります。政府としては、とりあえずの措置として、いままでも申し上げましたように、最近特に建て玉報告というのをやりまして、委託者、つまり買った人の氏名を報告させておるわけでありまして、そういうこととか、あるいは情勢によっては立ち会い停止もやるぞという事で、最近、毛糸その他が鎮静してきておりますけれども、私は、やはり大衆の保護、及び一面においてはまた、いまのような経済の需給安定、取引の円滑化という両面を兼ねて、取引所というものは考えなければならぬと思っております。

これが単なる射幸心をそそる場所になるならば、法も改正しなければなりませんし、第一、競馬や競輪みたいに相当納付金も納めなければならぬ筋のものであります。

そういうものではなくして、国民経済の安定的発展のために、取引所はありますのでありますから、そういう本来の機能をますます発揮させるために、われわれは指導していくべきものであると考えて、取引所を廃止したり、閉鎖するという考えには、私は反対であります。

やはり、欧米におきまますように、商品取引というものは、大体、実需を中心にして、そして長期にわたる価格のヘッジという作用を行なうて、これが資本主義の発展に非常に貢献しておるところであります。日本も資本主義が健全に発展していくためには、商品取引所の機能が正常化して、これがますます活発化していくということが非常に重要であると思っております。

しかし、遺憾ながら、これがいまそういう投機の場所のように受け取られておるという事は、日本の資本主義発展のためにも遺憾なところでありまして、これを正しい取引所として、活発に、また正常化した発展を行なうように、私たちは指導していきたく思っております。そのために、現在産業構造審議会において流通部会をつくって、いろいろ検討してもらっております。

商品投機など物価急騰に関する有島重武君の緊急質問  
商品投機など物価急騰に関する有島重武君の緊急質問  
ですが、その検討の結果をまつて、私たちは対処していくつもりであります。(拍手)

〔国務大臣櫻内義雄君登壇〕  
○国務大臣(櫻内義雄君) 通産大臣の答弁と重複するようでございますが、大事なことでありますので、私からもお答えをいたします。

商品取引所が正常な活動をしておるかどうかという事について、たいへん御心配をいたさされた。先ほどから申し上げておるのとおり、異常な徴候の発生が見られますれば、適時適切に臨時増し証換金の増徴、受託枚数及び建て玉の制限等の措置により、市場管理に万全を期せしめておる次第でございます。

なお、商品取引所法についての御意見については、通産大臣の言われたとおりでございますが、産業構造審議会で検討中でございますが、答申があれば、商品取引所審議会の意見を尊重しながら、なお、農林省としては通産省と十分連携をとって進めてまいりたい、かように思います。(拍手)

〔国務大臣田中伊三次君登壇〕  
○国務大臣(田中伊三次君) 私に対する御質問は、暴利には処罰をせよという御意見でありまして、暴利に対しましては嚴重処罰をすることに賛成でございます。

ただ問題は、新たな処罰法をつくる必要があるのか、現行法はどうかということになっておるかということをお考えの必要がございます。

まず、昨今問題になっておるようなものを取り締まるための現行の法律といたしましては、先ほどから改正が論議されております商品取引所法、それから証券取引法、食糧管理法、それから、勅令ではございますが物統令、このうち、御質問の暴利に關しますもので直接の關係の深いものは物統令でございます。これは昭和二十一年に勅令として出されたものであります。昭和二十七年の法律八十八号によりまして法律としての資格を与えておるのが、この物統令でございます。

この物統令によりまして、不当に高い価格をもって物を販売して暴利をむさぼった者に対しては、最高、体刑懲役十年、罰金刑につきましては十万円以下の処置をすることとなっております。それから、さらに重要な点は、買い占め、売り惜しみをいたしました場合には、最高は体刑五年、それから罰金は五万円以下という規定となっておりますので、これらの規定を活用すれば取り締まりは十分である、新たな罰則の制定は必要はない、これが意見でございます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 次に、玉置一徳君提出、商品投機・異常な物価高騰に関する緊急質問を許可いたします。玉置一徳君。

〔玉置一徳君登壇〕  
○玉置一徳君 私は、民社党を代表いたしまして、現下最大の社会問題である商品投機の問題について、政府の所見をただしたいと思っております。(拍手)

昨年十一月、旺盛な国内需要にさえられた木材価格は、海外原料の先高見込みを織りまぜまして、突如、前月比八割高という異常な高騰を見せ、翌十二月には、前年比十割高という高値をつけたのであります。これにつられまして、十二月には大豆、もち米、生糸、羊毛、鉄鋼、綿糸布に至るまで異常な値上がりを見せ、一月、二月にいずれも最高潮を示すに至り、かくて、一般国民は生活に大きな脅威を受け、二次加工業者は操業を停止するのやむなきに至りました。現下最大の社会問題に発展してきたのであります。

今次の異常な物価騰貴は、そのいずれもが、海外のインフレによる品物の先高見込みや、あるいは気象条件によりまして農産物の不作とか流通経路の未整備など、そのほか旺盛な国内需要など、それぞれ原因のあることは事実でございます。けれども、年間総需要と供給にさしたる過不足もないのに、売り惜しみ、買いたたけのため仮需要のみ旺盛でありまして、十一月から十二月、一月、二月

にかけて、類は類を呼び、片っ端から価格のつり上げを行なってきたのであります。その際に銀行の資金をバックにした大商社の暗躍が、国民大衆の脳裏にいやというほど焼きつけられ、いやが上にもその憤激を高めてまいったのであります。

前回、円の切り上げに対処するため、政府は、公定歩合を引き下げ、市中の金融を緩慢にし、国内需要を喚起する政策をとったのであります。加えて、十四兆二千八百億円という思い切った大型予算を編成し、景気刺激策をとったということが、九十億ドルにのぼるといって、円切り上げ直後の年としては予想を越えた輸出超過と相まわりました。いわゆる余剰流動性のはんらんを招来したのであります。これが今回の異常なまでに過熱した商品投機の悪の背景であり、その温床であります。

インフレ基調にございましたわが国の経済は、さきの総選挙の景気よのい争党・自民党の積極政策の力を得て、完全に悪性インフレの軌道に乗ったものと国民の目には映り、金より物に関心が移っていったのであります。かくて、国内にたまり過ぎた余剰流動性は、そのはけ口を土地と株式に見出し、不動産会社といわず、大商社、銀行までが、恥も外聞もなく、その資金の動員力にものを言わせ、日本じゅうの土地を買いあさったのであります。ところが、ようやくにして国民世論の反撃が高まり、土地規制の機運が熟するとともに、うまみがないという見込みで、反転して商品投機になだれ込んで、国民大衆の生活の破壊に目もくれず、利潤の追求に強者の力をいかんなく発揮して、あれよあれよという間に手当たり次第に物価をつり上げ、縦横無尽にあはれまわったのであります。

これが資本主義のたてまえだとはかりのしぐさ、法律に違反しなければ何をしてもいい、というやり方は、今日ではもはや通用いたしません。企業はすべて国民に奉仕する社会的責任を持つべきであります。この調子で日本品海外進出の先兵と

してあはれたら、世界各国の非難と反撃を受けるのも、むしろ当然であります。政府も国会も、よほど腰を据えてかからなければならぬと思ひます。(拍手)

そこで、総理にお伺いをいたしたい。今次の商品投機による異常な物価高の現出について、政府の施策の誤りはなかつたかどうか。どのように反省しておいでになるか。

次に、今次の投機の問題を徹底的に解決して、今後二度とこのような事態の起きないよう十分な対策を講じ、国民大衆の暮らしを守るために、総理はどのような決意をお持ちになっておられるか。なお、その際、将来とも、さきに政府から示された本年度の消費者物価上昇目標でございませう。五・五%を守り抜く決意ありやいなや、明確にお答えをいただきたいのであります。

さらに、わが党は、さきに、かかる事態に対処し、買ひだめ、売り惜しみなど反社会的行為を規制するための特別立法のすみやかな制定を政府に申し入れ、これが立法の成立に協力する用意があることを表明してきたのであります。政府にその用意ありやいなや、その内容として、先進各国の例に見るごとく、この種反社会的行為に対しては厳罰をもつて臨むことが必要であらうと思ひけれども、御所見はいか。

なお、事前にこの種行為を防止するため、立ち入り調査権を持った専門の物価調査官、いわば物価Gメンともいふものを常時設置することが望ましいと思はれるが、御所見をあわせて承りたいのであります。

さらに、今次商品投機の経緯にかんがみまして、商社がその巨大な資金動員力でもって反社会的な商行為をやり出すことをどのようにして規制するか。また、平時にあつても、中小企業が本意にその資金力のために買収されることがあるのをどう防ぐか。あるいは資金力の相違による不当な競争等をどのように排除するか。いわゆる商社業法の立法化を検討する時期に来ておると思は

れますが、総理並びに所管大臣の御所見を承りたいと思ひます。

次に、商品取引について通産、農林大臣にお伺いしたいのであります。今回の異常な価格の暴騰を来たした大豆、モチ米、生糸、飼料、木材並びに鉄鋼、羊毛、綿糸布は、どのような手を尽くすことによつて、いつごろ、どの程度まで価格低下げられると思はるか、この際、できるだけ詳しく国民の前に明らかにしたいのであります。

なお、公正取引委員会は、今次の事態にどのように対処しておられるのか。独禁法の改正をすることによつて、すなわち、その目的に一項目を追加することによつて、たちどころに立ち入り調査、報告、勧告など、今次事態にも対処し得ると思はるか、公正取引委員会委員長の見解をお伺いしたいと思ひます。

さらに、今次商品投機の背景となりました余剰流動性の対策について、総理及び所管大臣にお伺いを申し上げたい。

前回の円切り上げに対処いたしましたして政府のつた金融、財政政策が、裏目に出たわけでございます。余剰流動性吸い上げのために、数次におたつて政府は、預金準備率、公定歩合の引き上げ、不動産融資の規制及び商社に対する融資の窓口規制を実施してきたのであります。その効果をどのように測定され、さらにどのような手を打とうとしておられるか、所管大臣より御説明をいただきたいと思ひます。

なお、この際、余剰流動性吸い上げのため、かねて税制調査会より答申のありました法人税の引き上げを、思い切つて実施に移すべきだと思ひます。また、所管大臣の御意見を伺ひたいと思ひます。

さらに、余剰流動性吸い上げのため、貿易商社その他の貿易収支の黒字分につきまして国債を買わすことを検討していると聞きますが、その内容及び所見を経済企画庁長官にお伺い申し上げたいと思ひます。

同様な意味で、西ドイツの例にならない、外資預金の手数料徴収制度を取り上げ、余剰流動性の吸い上げに使う考えはないかどうか、所管大臣にお伺いしたいと思ひます。

同じく、投機の対象となりました土地の売買につきまして、その超過利得の一定割合分につきまして国債を買わす方法が、余剰流動性の吸い上げのためにぜひとも必要であると思ひますが、どう思はれるか。

株式の時価発行についても、超過利得の一定割合分について国債を持たせることが、この意味において必要と思はれるが、大蔵大臣の所見をお伺いしたい。

次に、長期にわたる物価対策、特に、主として海外の輸入に仰がなければならぬ物資の資源の安定的供給につきまして、総理並びに所管大臣にお伺いしたいと思ひます。

今次の大豆、モチ米、木材、生糸、飼料、羊毛、棉花等の投機による価格高騰の教訓は、備蓄制度の拡充強化でございませう。諸外国におけるインフレの高進から国内価格の長期安定をはかるために、輸入先の多角化と長期契約あるいは開発輸入が絶対必要だと思ひますが、政府はどのように対処されようと思はるか。

なお、その際、今年ソビエトがアメリカから大量の穀物を輸入した事態は、不足傾向の世界食糧の需給の中で将来とも不安定要素を加えたことにならざるが、その経験に徴し、食糧法の堅持は、あらためてその必要性を痛感させられたわけでありませうが、あわせて所管大臣の所見をお伺い申し上げたい。

同様のことは、石油、非鉄金属等について一層痛感せられるわけでありませう。生産国周辺の紛争、移送途中の故障が生じた場合、わが国産業界の混乱は思ひ半ばに過ぎるものがあります。産業界構造審議会の石油の三割自給対策は、どのようにして達成するのか。特にチエメニ油田開発とイランその他産油諸国の直輸入問題について、及びわが

国の石油の備蓄をあわせて、所管大臣より御説明を承りたい。

非鉄金属の海外開発と価格安定対策から見た国内鉱山の位置づけにつきまして、同様、所管大臣の御所見をいただきたいと思ひます。

これらの海外開発輸入につきましては、従来のぶつたり開発では、資源の略奪という非難を受けることとなり、二国間相互信頼と資源の確保にも悪影響をもたらすおそれがないと思はれません。海外経済協力と並行して、できる限り合弁事業として、十分その国の発展に留意して、資源の開発に向かわなければならぬと思ひますが、外交を展開すべき外務大臣の御所見を承つておきたいと思ひます。

さらに、輸入品の国内価格でございませうが、円相場のフロート、そしてドルの切り下げを積極的に物価政策に生かすことが肝要であります。輸入物資が、ドルの切り下げにかかわらず、あまり価格の切り下げを見ない現状にかんがみ、どのような施策をとられんとおられるか、経済企画庁長官の御所見を承りたい。

さらに、流通機構の整備及び近代化が、今回のような投機による売り惜しみ、買ひ占めに対処するときに、非常に必要であることが痛感されたのであります。これについての対策は、どうするか、所管大臣よりそれぞれ承りたいと思ひます。あわせて、関税引き下げと貿易の自由化の促進が、長期的物価対策に貢献するところ大であります。これについての所管大臣の所見を承りたい。

以上、要するに、今次の商品投機は、前回の円切り上げに対処する政府の一連の財政、金融、税制政策の結果であり、一言でいえば、インフレの発生しやすい土壌の上に開花した悪の花であります。さきの総選挙で、総理の言う日本列島改造論もまた、そのよしあしは別として、そういう意味においては無縁のものであつたといへませぬ。一生懸命に働いてたくわえた貯金を、不時の出



昭和四十八年三月一日 衆議院會議録第十二号

商品投機・異常な物価高騰に関する玉置一徳君の緊急質問

二〇八

費並びに老後の生活の安定に充てるという期待を  
持てる社会を現出することがよい政治といわなけ  
ればならないのであります。この意味におきまし  
て、政治家たる者、悪性インフレとの戦いに全力  
を傾注すべきだと思ひます。この意味におきまし  
て、最後に總理並びに所管大臣の御所見を承つて  
おきます。

インフレ回避のため、膨大な予算の実行にあ  
つては、余剰流動性の原因をつくらぬよう慎重  
な配慮が必要と思はれるが、どう思はれるか。  
二つ目に、今回の事例に徴するも、銀行が一般  
国民生活に与える影響は実にはかりしれないほど  
大きゅうございませう。銀行の運営は、その社会的  
使命にかんがみ、利益をのみ考へた運営であつて  
はならないと思ひます。この意味で、一般消費  
者、産業界、労働者、半職経験者等の代表を取締  
役会の経営諮問機関として置く必要があると思ひ  
ます。どう思はれるか。

さらに、日銀政策委員の改組についてでありま  
すが、そのことは、日銀政策委員についても当て  
はまると思ひます。役所代表が三名、銀行代表が  
二名、こゝろいものであつては断じてならないの  
であります。この意味におきまして、日銀政策委  
員をさらに拡充強化されるお考えがあるかどうか  
か、最後に御所見を承りまして、私の質問を終わ  
りたいと思ひます。(拍手)

〔内閣総理大臣田中角榮君登壇〕  
○内閣総理大臣(田中角榮君) 私から四点にわ  
たつてお答えをいたします。  
まず第一番目は、商品価格の高騰及び投機等に  
対してございませうが、先刻来申し述べておりま  
すごとく、諸般の措置をとつておりますが、引き  
続いて事態の推移を監視しつつ、所要の対策を講  
じてまいりたいと思ひます。

第二点は、商品投機規制法の制定等に対してで  
ございませうが、政府といたしましては、現在の事  
態に対しては、基本的には行政的措置で対処する  
考えでございませう。これを補完するための立法措

置につきましても、各方面の意見を聞きながら検  
討いたしております。本件に関して貴党の熱意は  
十分承知をいたしてございまして、心から敬意を  
払つておる次第でございませう。  
第三点は、消費者物価の上昇率を五・五%以下  
に押えらるゝのかという具体的な御質問でござい  
ますが、円の変動相場移行へのメリットを物価  
面に反映させるよう、輸入政策をはじめ万般の措  
置を講じまして、消費者物価の上を目標以内  
にとどめたい、こゝろい決意でありますことをこ  
の際申し上げておきたいと思ひます。

なお、最後に、インフレ抑制のため、また過剰  
流動性にプラスが起らないように、大型予算の  
実行にあつて十分な配慮を求められた件につき  
ましては、昭和四十八年度予算の執行にあたりま  
しては、景気の動向を見守りながら、十分な配慮  
を加えてまいりたいと思ひます。  
残余に關しては、關係閣僚から答弁を申し上げ  
ます。(拍手)

〔国務大臣愛知揆一君登壇〕  
○国務大臣(愛知揆一君) 私に対する第一のお尋  
ねは、過剰流動性を吸収するために、たとえば時  
価発行によるプレミアムを国債発行で吸い上げる  
ことはどうであらうかと、こゝろい御提案でござ  
いませう。  
この問題につきましては、先ほど渡辺議員にも  
お答えいたしましたように、まずその引き受けと  
か保有を強制することが必要でございませうし、同  
時に、引き受けた国債に流通性を与えないといふ  
ことが必要でございませうが、これらは法令上、実  
行上なかなかむずかしい問題ではなからうかと思  
ひます。さらに、国の財源調達上の必要とは無関  
係に、投機を抑制するためだけに国債を発行する  
といふことになりませうと、国債の本質論という  
面からも、財政負担という面から見ましても問題  
が多いと思はれます。一面、先ほども申しました  
ように、わが国のマネーサプライの現状が、圧倒  
的に金融機関からの資金造出が多いことから見ま

しても、総合的で、きびしい、きめのこまかい、  
かつ対象別の金融政策をとりますことが最も實際  
的で、効果的であらうところではないかと、かよう  
に考へておる次第でございませう。  
御質問の第二は、西ドイツでやつておるよう  
に、非居住者の預金を通じた外貨の流入を抑制す  
べきではないか、こゝろい御指摘でございませう  
た。  
スイスにおきましても、あるいはドイツにおき  
ましても、かようなことが行なわれております  
が、わが国は、スイス、西ドイツとは事情が異な  
りまして、幸いにして、非居住者の自由円預金勤  
定を円転規制の対象とするというようなことを  
やつておりますので、自由円の増加部分について  
預金準備率を適用しておる関係もあり、非居住者  
からの預金受け入れを通じて外貨が流入してくる  
といふおそれはない、封殺されておるわけでござ  
いませうから、現在のところ、さしあたりこの西ド  
イツ方式を採用する必要はないのではなからうか  
と考へておるわけでございませう。なお十分検討を  
いたしたいと思ひます。  
第三のお尋ねは、日銀政策委員の問題でござ  
いませう。  
この点につきましては、昭和三十五年の金融制  
度調査会の答申におきましても、金融政策につい  
て意見のある人であることを必要として、広く経  
験を有する者または学識経験者から選任するもの  
とするといふことが述べられておる関係もござい  
ませうので、今後日本銀行法を改正するといふよう  
な機会がございませうれば、その改正の一環とし  
て、御趣旨の点についても十分検討いたしたいと  
考へております。(拍手)

〔国務大臣小坂善太郎君登壇〕  
○国務大臣(小坂善太郎君) 玉置さんにお答えを  
申し上げますが、まず第一点は、外為会計の資金  
の散布超と円資金とを遮断する方法として、国債  
の散布超はどうかという点でございませうが、御  
承知のとおり、四十六年度に外為の散布超が四兆

四千億円、銀行の貸し出し増加が十三兆一千億円  
でございまして、四十七年になりまして、この一  
月までに外為会計の散布超が一兆三千億円、それ  
から金融機関の貸し出し増が十五兆五千億円で  
ございませう。この数字で見ますように、四十六年  
度には非常に多くの円資金が散布されたのであり  
ますが、これはかなりドルを買ひさされた、その  
しりが来ておるわけでございませう。今日は円がフ  
ロートしておりますから、その買ひさされたによる  
円資金の散布超といふのは、もう非常に少ない  
わけでございませう。したがつて、いまこの問題に  
ついて非常に真剣に国債を持たせねばならぬ、そ  
のためには円とドルとの遮断をしなければならぬと  
いふ必要性は、よほど変わつてきておると思はれ  
るわけでございませう。

そこで、まずその問題点については、大蔵大臣  
もちよつと言われましたことではあります、まず  
国債を持たせるといふことになりませう、これは  
売つてはいけぬ、保有を強制するといふことに  
なるわけでございませう、そうすると、その行為  
が資金の統制につながらぬかどうかといふ問題  
がございませう。  
第二点といたしますと、大企業と中小企業はそ  
れぞれ輸出をするわけでございませうが、大企業に  
は国債を持たせる、中小企業には持たせないとい  
ふ区別ができるかどうか。輸出代金といふのはや  
はりそれぞれ支払いに充てられるわけでございま  
すから、そういう点に問題があるわけだと思ひま  
す。

それから第三点に關しまして、それでは国債を  
保持することを強制し得ないとしたら、よほど条  
件をよくしておかないと国債がほとんど売られ  
て、国債の市場価格が非常に暴落してしまふとい  
ふ問題があるといふことで、いろいろ実行上にも  
問題があるといふふうに考へられるわけでござい  
ませう。  
第二点は、輸入品の値下げを消費者に還元する  
ようにいろいろな施策を講じろといふ点でござい

四兆  
千億  
円、銀  
行の  
貸し  
出し  
増加  
が十  
三兆  
一千  
億  
円  
で  
ござ  
いま  
し  
て、  
四十七  
年にな  
りま  
し  
て、  
この  
一  
月ま  
で  
に  
外  
為  
会  
計  
の  
散  
布  
超  
が  
一  
兆  
三  
千  
億  
円、  
それ  
から  
金  
融  
機  
関  
の  
貸  
し  
出  
し  
増  
が  
十  
五  
兆  
五  
千  
億  
円  
で  
ござ  
いま  
し  
て、  
この  
数字  
で  
見  
ま  
す  
よ  
う  
に、  
四十六  
年  
度  
に  
は  
非  
常  
に  
多  
く  
の  
円  
資  
金  
が  
散  
布  
さ  
れ  
た  
の  
で  
あり  
ま  
す  
が、  
これ  
は  
か  
な  
り  
多  
く  
の  
ドル  
を  
買  
ひ  
さ  
さ  
れ  
た、  
その  
し  
り  
が  
来  
て  
お  
る  
わけ  
で  
ござ  
いま  
し  
て、  
今日  
は  
円  
が  
フ  
ロ  
ー  
ト  
し  
て  
お  
り  
ま  
す  
から、  
その  
買  
ひ  
さ  
さ  
れ  
た  
に  
よ  
る  
円  
資  
金  
の  
散  
布  
超  
とい  
ふのは、  
もう  
非  
常  
に  
少  
ない  
わけ  
で  
ござ  
いま  
し  
て、  
したが  
つて、  
いま  
この  
問題  
に  
つ  
い  
て  
非  
常  
に  
真  
剣  
に  
国  
債  
を  
持  
た  
せ  
ね  
ば  
なら  
ぬ、  
そ  
の  
た  
め  
に  
円  
と  
ドル  
と  
の  
遮  
断  
を  
し  
な  
け  
れ  
ば  
なら  
ぬと  
い  
ふ  
必  
要  
性  
は、  
よ  
ほ  
ど  
変  
わ  
つ  
て  
き  
て  
お  
る  
と思  
は  
れ  
る  
わけ  
で  
ござ  
いま  
し  
て、  
そ  
こ  
で、  
まず  
その  
問題  
点  
につ  
い  
ては、  
大蔵  
大臣  
も  
ち  
よ  
つ  
と  
言  
わ  
れ  
ま  
し  
た  
こ  
と  
で  
あり  
ま  
す  
が、  
まず  
国  
債  
を  
持  
た  
せ  
ると  
い  
ふ  
こ  
と  
に  
な  
り  
ま  
し  
て、  
これは  
売  
つ  
て  
は  
い  
け  
ぬ、  
保  
有  
を  
強  
制  
す  
る  
とい  
ふ  
こ  
と  
に  
な  
る  
わけ  
で  
ござ  
いま  
し  
て、  
その  
行  
為  
が  
資  
金  
の  
統  
制  
に  
つ  
な  
が  
ら  
ぬ  
か  
ど  
う  
か  
とい  
ふ  
問題  
が  
ござ  
いま  
し  
て、  
第二  
点  
と  
い  
た  
し  
ま  
す  
と、  
大  
企  
業  
と  
中  
小  
企  
業  
は  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
輸  
出  
を  
す  
る  
わけ  
で  
ござ  
いま  
し  
て、  
大  
企  
業  
に  
は  
国  
債  
を  
持  
た  
せ  
る、  
中  
小  
企  
業  
に  
は  
持  
た  
せ  
な  
い  
とい  
ふ  
区  
別  
が  
で  
き  
る  
か  
ど  
う  
か、  
輸  
出  
代  
金  
とい  
ふのは  
や  
はり  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
支  
払  
い  
に  
充  
て  
ら  
れ  
る  
わけ  
で  
ござ  
いま  
し  
て、  
そ  
う  
い  
ふ  
点  
に  
問題  
が  
あ  
る  
わけ  
だ  
と思  
ひ  
ま  
す。

四兆  
千億  
円、銀  
行の  
貸し  
出し  
増加  
が十  
三兆  
一千  
億  
円  
で  
ござ  
いま  
し  
て、  
四十七  
年にな  
りま  
し  
て、  
この  
一  
月ま  
で  
に  
外  
為  
会  
計  
の  
散  
布  
超  
が  
一  
兆  
三  
千  
億  
円、  
それ  
から  
金  
融  
機  
関  
の  
貸  
し  
出  
し  
増  
が  
十  
五  
兆  
五  
千  
億  
円  
で  
ござ  
いま  
し  
て、  
この  
数字  
で  
見  
ま  
す  
よ  
う  
に、  
四十六  
年  
度  
に  
は  
非  
常  
に  
多  
く  
の  
円  
資  
金  
が  
散  
布  
さ  
れ  
た  
の  
で  
あり  
ま  
す  
が、  
これ  
は  
か  
な  
り  
多  
く  
の  
ドル  
を  
買  
ひ  
さ  
さ  
れ  
た、  
その  
し  
り  
が  
来  
て  
お  
る  
わけ  
で  
ござ  
いま  
し  
て、  
今日  
は  
円  
が  
フ  
ロ  
ー  
ト  
し  
て  
お  
り  
ま  
す  
から、  
その  
買  
ひ  
さ  
さ  
れ  
た  
に  
よ  
る  
円  
資  
金  
の  
散  
布  
超  
とい  
ふのは、  
もう  
非  
常  
に  
少  
ない  
わけ  
で  
ござ  
いま  
し  
て、  
したが  
つて、  
いま  
この  
問題  
に  
つ  
い  
て  
非  
常  
に  
真  
剣  
に  
国  
債  
を  
持  
た  
せ  
ね  
ば  
なら  
ぬ、  
そ  
の  
た  
め  
に  
円  
と  
ドル  
と  
の  
遮  
断  
を  
し  
な  
け  
れ  
ば  
なら  
ぬと  
い  
ふ  
必  
要  
性  
は、  
よ  
ほ  
ど  
変  
わ  
つ  
て  
き  
て  
お  
る  
と思  
は  
れ  
る  
わけ  
で  
ござ  
いま  
し  
て、  
そ  
こ  
で、  
まず  
その  
問題  
点  
につ  
い  
ては、  
大蔵  
大臣  
も  
ち  
よ  
つ  
と  
言  
わ  
れ  
ま  
し  
た  
こ  
と  
で  
あり

四兆  
千億  
円、銀  
行の  
貸し  
出し  
増加  
が十  
三兆  
一千  
億  
円  
で  
ござ  
いま  
し  
て、  
四十七  
年にな  
りま  
し  
て、  
この  
一  
月ま  
で  
に  
外  
為  
会  
計  
の  
散  
布  
超  
が  
一  
兆  
三  
千  
億  
円、  
それ  
から  
金  
融  
機  
関  
の  
貸  
し  
出  
し  
増  
が  
十  
五  
兆  
五  
千  
億  
円  
で  
ござ  
いま  
し  
て、  
この  
数字  
で  
見  
ま  
す  
よ  
う  
に、  
四十六  
年  
度  
に  
は  
非  
常  
に  
多  
く  
の  
円  
資  
金  
が  
散  
布  
さ  
れ  
た  
の  
で  
あり  
ま  
す  
が、  
これ  
は  
か  
な  
り  
多  
く  
の  
ドル  
を  
買  
ひ  
さ  
さ  
れ  
た、  
その  
し  
り  
が  
来  
て  
お  
る  
わけ  
で  
ござ  
いま  
し  
て、  
今日  
は  
円  
が  
フ  
ロ  
ー  
ト  
し  
て  
お  
り  
ま  
す  
から、  
その  
買  
ひ  
さ  
さ  
れ  
た  
に  
よ  
る  
円  
資  
金  
の  
散  
布  
超  
とい  
ふのは、  
もう  
非  
常  
に  
少  
ない  
わけ  
で  
ござ  
いま  
し  
て、  
したが  
つて、  
いま  
この  
問題  
に  
つ  
い  
て  
非  
常  
に  
真  
剣  
に  
国  
債  
を  
持  
た  
せ  
ね  
ば  
なら  
ぬ、  
そ  
の  
た  
め  
に  
円  
と  
ドル  
と  
の  
遮  
断  
を  
し  
な  
け  
れ  
ば  
なら  
ぬと  
い  
ふ  
必  
要  
性  
は、  
よ  
ほ  
ど  
変  
わ  
つ  
て  
き  
て  
お  
る  
と思  
は  
れ  
る  
わけ  
で  
ござ  
いま  
し  
て、  
そ  
こ  
で、  
まず  
その  
問題  
点  
につ  
い  
ては、  
大蔵  
大臣  
も  
ち  
よ  
つ  
と  
言  
わ  
れ  
ま  
し  
た  
こ  
と  
で  
あり

まして、この点はまことに同感でございます。御承知のように、政府としては、第三者による真正品の輸入を総代理店以外に許して行くというものを昨年の十月からやっておりますのであります。この点は相当に効果をあげておると思ひますが、さらに追跡調査をする、そして消費者へいろいろな情報を提供するというようなことによりまして、この点を確保していきたいと思つておりますが、ただ、われわれといたしましては、経済は自由主義体制のためまえに立つておるのでございまして、公正かつ自由な競争原理を通じて適正な市場価格を形成するというを基本原則といたしておられますから、一般的に輸入価格の中に介入して、政府が価格をきめるといふことには非常に慎重でなければならぬと思つておるわけでございます。

それから第三点は、立法の問題でございますが、これは先ほども申し上げましたように、政府としてはいろいろな過剰流動性の吸い上げ施策を講じ、また行政施策をとりまして、さらに、これを補充する意味において立法も考えますが、これは政府というより、むしろ国会の皆さま方によつてお考えいただくのが一番いいと考えております。ことに玉置さんが物価調査の問題を提案されました。これは私もとしても非常に時宜を得た御提案だと思ひますので、自由民主党のほうともよくお話しさせていただきますことを希望する次第でございます。

以上をもつてお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣櫻内義雄君登壇〕

○国務大臣(櫻内義雄君) 農林物資に対するこれからの施策、見通しのお尋ねでございます。

大豆につきましては、先ほどから申し上げておるとおり、二月三日発表の緊急対策によりまして、価格面でもおわかりのように、一月三十日一万五千円のもの、二月二十八日七千九百八十円と落ちついてまいつておると思ひます。

飼料につきましては、この火曜日に緊急対策を

発表いたしました。本年上半期に集中的に政府手持ちの麦類あるいは古々米、麦類は二十五万トン、古々米五十万トンを放出いたしまするとともに、畜産農家への金融上の措置や、あるいは現在価格の値上りを多少でも緩和するための全農、全酪がやつております価格安定基金に、政府もまた応援をする、出資や利子補給をする。同時に、商系のものについても同様の措置をとらせることにいたしておりますので、飼料の値上り幅をできるだけ少なくするということができると思つております。

大豆をはじめ、この飼料の原料たるトウモロコシ、コウリヤン等の穀類につきましては、本年、主たる輸出国であるアメリカにおきまして、増産をしようとして、従来減反をしておりましたのを大幅に緩和をいたしますので、それらの効果があがってくると思つております。

モチ米につきましては、政府の手持ちを放出いたしまするとともに、タイとの買付け成約ができました。そこで落ちついてまいつてきておるのでございます。今後におきましては、契約栽培による計画生産を行なひまして、確実に自主流通米として流通に乗せていくようにいたしたいと思ひます。

生糸につきましては、日本蚕糸事業団の保有生糸を全部売り渡したのでありますが、現在のより高騰を続けておるわけでございますが、これは輸入生糸の減少ということが問題であります。そこで、中国に対しまして輸出のお願いを現にいたしておるような次第でございます。

木材につきましては、本年一月になりましたからは落ちついておるのでございますけれども、国内産を増伐するというに困難性がございいたします。主たる輸入国のアメリカにおきましても、アメリカからの輸出を減るといふような事態でございますので、先ほど申し上げましたように、今後建築資材の代替品のくふうであるとか、あるいはソ連、インドネシア、カナダ等の輸

入の促進であるとか、さらには開発輸入方式を取り入れてまいりたいと思つ次第でございます。以上、お答え申し上げます。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 重要物資の価格の動向でございますが、鉄鋼は、緊急増産等手を打ちまして、たとえば丸鋼がトン五千二百円ぐらいであつたのが、最近四万七千円まで下がつてまいりました。引き続き下げるように努力をいたしております。

それから、繊維につきましては、毛糸が、取引所の規制強化によりまして、キロ当たり三千八百までいったのが、二千七百九十九円程度まで鎮静してまいりました。ただ、遺憾ながら綿糸と原毛がまだ下がりがありません。横ばいでありまして、これについては努力を継続してまいります。

それから、資源の輸入の問題でございますが、LNGや石油や木材やその他について、できるだけ多角的に、国際協調をもつて長期安定の方向で輸入するように手配をしております。この際、過当競争を起すことをできるだけ排除したいと思つておりました。最近石油などについてはそういうような傾向がございいたします。あるいは天然ガス等についても、輸入競争のような傾向がございいたします。これらが現価格をつり上げる危険性もありませんので、石油公団等を中心にして、その調整を強めてやっております。

そのほか、やはり国内資源の開発につきましても、あるいは大陸だなの開発につきましても、石油、天然ガスあるいは非鉄金属等については、公団あるいは探鉱事業団等を通じて、積極的に努力してまいりたいと思つております。

資源の開発輸入も非常に重要でございます。石油やガスや木材やあるいは農産物等について全面的に実施しておりますが、これも引き続き努力してまいりたいと思つております。(拍手)

〔国務大臣大平正芳君登壇〕

○国務大臣(大平正芳君) 資源の開発輸入の件に

つきましては、通産大臣からお答えがございました。

私もといたしましては、従来のように商業的手段だけでなく、御指摘のように、計画的な開発輸入によりまして、安定的な供給を確保するよう、経済協力政策の重要な一環といたしまして、今後鋭意努力してまいりたいと思つております。

御指摘のチヌメニ油田の問題でございますが、これは総理の施政方針演説にもうたわれておりましたとおり、両国の長期的な利益になるような姿において実現することを政府は期待しておりますが、日ソ両国の当事者間におきまして、近く基本契約の締結を目ざしまして、折衝が行なわれておるようでございます。それが満足すべきものである限り、政府としては協力を惜しむものではございません。(拍手)

〔政府委員高橋俊英君登壇〕

○政府委員(高橋俊英君) 初めに、商社等の買い占め、売り惜しみなどに対して、公正取引委員会はどう対処しているかという点について申し上げます。

このような商品投機の場合、事業者間の共同行為によることはきわめてまれであると思はれます。したがって、独占禁止法を適用してこれを規制することは、よほど特殊な場合を除いてはむずかしいものと考えております。もちろん、いやしくも共同行為等の疑いのあるものは厳にこれを追及する必要があるもので、法律による権限の範囲内において極力情報収集につとめ、関係事業者等から事情を聴取しておる次第であります。

次に、独占禁止法を改正してこのような事態に対処してどうかという点であります。御承知のとおり、独占禁止法の趣旨は、自由主義経済下において事業者の事業活動に対する不当な拘束を排除することにより、公正かつ自由な競争を促進することを目的としておるのであります。独占禁止法で禁止している不公正な取引方法というの、このような目的を阻害する競争制限的行為

昭和四十八年三月一日 衆議院會議録第十二号

有価証券取引税法の一部を改正する法律案外一案

昭和四十八年二月三十一日

内閣総理大臣 田中 角榮

をさすものであると解される次第でございます。たまたま商社その他の事業者が、それぞれ自己の判断とリスクに基づいて買い占め、売り惜しみをするとしようとする投機的行為は、著しく公共の利益をそこなう事態を招くおそれがありますけれども、直ちに競争制限的行為に該当するとはいえないと考えられます。また、少なくとも先進国の独占禁止法の中には、そういった投機的な行為を規制するものは見当たりません。したがって、こうした買い占め等の行為を規制するためには、

制するものは見当たりません。したがって、こうした買い占め等の行為を規制するためには、いって独占禁止法の改正または拡大解釈を行なうよりは、別個に目的を明確にした立法措置を講ずるほうがより適切ではないかと考えるものであります。(拍手)

日程第一 有価証券取引税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(秋田大助君) 日程第一、有価証券取引税法の一部を改正する法律案、日程第二、相続税法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

右 有価証券取引税法の一部を改正する法律案 国会に提出する。

有価証券取引税法の一部を改正する法律案  
有価証券取引税法(昭和二十八年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第十条中「万分の六」を「万分の十二」に、「万分の十五」を「万分の三十」に改める。

第十一条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該申告書の提出及び有価証券取引税の納付を当該証券会社の本店(第二条第四項に規定する外国証券会社については、この法律の施行地にあるその営業所のうち主たるもの。以下同じ。)においてすることを便宜とする事情がある場合において、当該本店の所在地の所轄事務署長及び本店以外の各営業所の所在地の所轄事務署長に対し、その事情その他大蔵省令で定める事項を記載した書類を提出したときは、その提出の日後に行なうべき当該申告書の提出及び有価証券取引税の納付は、当該本店においてするものとする。

第十一条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 第一項の規定による申告書の提出及び有価証券取引税の納付につき前項ただし書の規定の適用を受けている証券会社は、その適用を受ける

必要がなくなつた場合において、その本店の所在地の所轄事務署長及び本店以外の各営業所の所在地の所轄事務署長に対し、その旨その他大蔵省令で定める事項を記載した書類を提出したときは、その提出の日後に行なうべき当該申告書の提出及び有価証券取引税の納付については、同項ただし書の規定の適用は、ないものとする。

第十一条の二第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

第十八条中「営業所ごとに」の下に「(当該証券会社が第十一条第二項ただし書(第十一条の二第二項において準用する場合を含む。以下同じ。))の規定の適用を受けている場合には、その本店において」を加える。

第十九条中「営業所」を、「各営業所当該証券会社については、その新設、変更又は廃止に係る営業所とし、当該証券会社が第十一条第二項ただし書の規定の適用を受けている場合には、その本店及び本店以外の当該営業所とする。」に改める。  
第二十条中「証券会社は」の下に「政令で定めるところにより」を加え、「政令で定める」を削る。  
第二十一条の二第二項中「営業所」の下に「(第十一条第二項ただし書の規定の適用に係る有価証券取引税については、その本店)」を加える。

附則

1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

2 改正後の有価証券取引税法(以下「新法」という。)の規定は、別段の定めがあるものを除き、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に納付すべき有価証券取引税について適用し、同日前に納付すべき有価証券取引税については、なお従前の例による。

3 新法第十条の規定は、施行日以後の同条の有価証券の譲渡に係る有価証券取引税について適用し、同日前の当該有価証券の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

理由

今次の税制改正の一環として、近年における証券市場の状況等にかえりみ、株式、株式投資信託の受益証券等に係る有価証券取引税の税率を引き上げるほか、証券会社の納付すべき有価証券取引税の納税地等について所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

相続税法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十八年一月三十一日

内閣総理大臣 田中 角榮

相続税法の一部を改正する法律

相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「四百万円」を「六百万円」に、

「八十万円」を「百二十万円」に改める。

第十五条の二第一項中「四十万円」を「六十万円」に、

「四百万円」を「六百万円」に改める。

第十九条の三第一項中「一万円」を「二万円」に改める。

第十九条の四第二項中「一万円」を「二万円」に、

「三万円」を「四万円」に改める。

第二十一条の五第一項中「三百六十万円」を「五百六十万円」に改める。

第五十二条第一項各号を次のように改める。

一 第一回到納すべき分納税額を納付する場  
合においては、当該延納税額を基礎とし、当  
該延納の許可を受けた相続税額又は贈与税額  
の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二  
項の規定による納期限又は納付すべき日(前  
条第二項第一号の規定に該当する場合には、  
同号に規定する期限後申告書又は修正申告書  
を提出した日とし、同項第二号の規定に該当  
する場合には、同号に規定する更正通知書又  
は決定通知書を発した日とする。)の翌日から  
当該分納税額の納期限までの期間の月数に  
応じ、年六・六パーセント(当該延納の許可を  
受けた相続税額が第三十八条第一項の規定に  
基づき五年をこえる延納の許可を受けること  
ができるものである場合には、年六パーセン

ト。以下この項において同じ。)の割合を乗じ

て算出した金額(当該納期限前に納付があつ

た場合には、当該算出した金額から、当該納

期限前に納付された税額を基礎とし、その納

付の日の翌日から当該納期限までの期間の月

数に応じ、年六・六パーセントの割合を乗じ

て算出した金額(当該税額が二回以上に分割

して納付された場合には、当該金額の合計額)

を控除した金額)に相当する利子税

二 第二回以後に納付すべき分納税額を納付す

る場合においては、当該延納税額から前回ま

での分納税額の合計額を控除した税額を基礎

とし、前回の分納税額の納期限の翌日からそ

の回の分納税額の納期限までの期間の月数に

応じ、年六・六パーセントの割合を乗じて算

出した金額(当該納期限前に納付があつた場

合には、当該算出した金額から、当該納期限

前に納付された税額を基礎とし、その納付の

日又は前回の分納税額の納期限のいずれか遅

い日の翌日からその回の分納税額の納期限ま

での期間の月数に応じ、年六・六パーセント

の割合を乗じて算出した金額(当該税額が二

回以上に分割して納付された場合には、当該

金額の合計額)を控除した金額)に相当する利

子税

第五十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、

同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加

える。

2 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満

たない端数を生じたときは、十五日以下の端数

は切り捨て、十五日をこえる端数は一月とす

る。

第五十二条の二第一項中「年七・三パーセン

ト」を「年六・六パーセント」とあり、又は「年六

パーセント」に、「年五・四七五パーセント」を「年

五・四パーセント」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行

する。

2 改正後の相続税法(以下「新法」という。)の規

定は、別段の定めがあるものを除き、昭和四十

八年一月一日以後に相続若しくは遺贈(贈与者

の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同

じ。)又は贈与(贈与者の死亡により効力を生ず

る贈与を除く。以下同じ。)により取得した財産

に係る相続税又は贈与税について適用し、同日

前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した

財産に係る相続税又は贈与税については、なお

従前の例による。

3 新法第十九条の三第一項の規定に該当する者

が、その者又は同条第二項に規定する扶養義務

者の昭和四十七年十二月三十一日以前に相続又

は遺贈により取得した財産に係る相続税につい

て改正前の相続税法(以下「旧法」という。)第十

九条の三第一項又は第二項の規定の適用を受け

たことがある者である場合には、その者又はそ

の扶養義務者が新法第十九条の三第一項又は第

二項の規定による控除を受けることができる金

額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該相

続税について新法第十九条の三第一項の規定を

適用するとしたならば控除を受けることができ

る金額(二回以上旧法第十九条の三第一項又は

第二項の規定による控除を受けた場合には、最

初に相続又は遺贈により財産を取得した際に新

法第十九条の三第一項の規定を適用するとした

ならば控除を受けることができる金額)から既

に旧法第十九条の三第一項若しくは第二項又は

新法第十九条の三第一項若しくは第二項の規定

による控除を受けた金額の合計額を控除した金

額に達するまでの金額とする。

4 前項の規定は、新法第十九条の四第一項の規

定に該当する同項に規定する障害者が、その者

又はその同条第三項において準用する新法第十

九条の三第二項に規定する扶養義務者の昭和四

十七年十二月三十一日以前に相続又は遺贈によ

り取得した財産に係る相続税について旧法第十

九条の四第一項又は同条第三項において準用す

る旧法第十九条の三第二項の規定の適用を受け

たことがある者である場合について準用する。

この場合において、前項中「第十九条の三第一

項又は第二項の規定による」とあるのは、第十九

昭和四十八年三月一日 衆議院會議録第十二号 有価証券取引税法の一部を改正する法律案外一案

同法第十九条の三第二項の規定による「第十九条の三第一項の規定を」とあるのは「第十九条の四第一項の規定を」と、「第十九条の三第一項若しくは第二項」とあるのは「第十九条の四第一項若しくは同条第三項において準用する同法第十九条の三第二項」と読み替えるものとする。

5 新法第五十二条及び第五十二条の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に延納に係る分納税額の納期限が到来する相続税額又は贈与税額に係る利子税のうち同日以後の期間に対応するもの(当該利子税のうち同日以後当該納期限が最初に到来する日までの期間に対応するもので、その額についてこれらの規定を適用して算出した金額が従前の例により算出した金額をこえることとなるもの(以下この項において「特定利子税」という。)を除く。)について適用し、当該相続税額又は贈与税額に係る利子税のうち施行日前の期間に対応するもの及び特定利子税並びに同日前に当該納期限が到来した相続税額又は贈与税額に係る利子税については、なお従前の例による。

6 遺産、相続及び贈与に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に關する法律(昭和二十九年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。  
(控除の特例)  
第二条 日米相続税法第四十条の規定による特

定の控除は、これに相当する相続税法の規定による控除の額に同条に規定する割合を乗じて得た額に相当する額により行なうものとする。

第三十条中「合衆国の租税に」を「アメリカ合衆国の租税に」に、「合衆国政府」を「アメリカ合衆国政府」に改める。

理由

今次の税制改正の一環として、最近における相続税負担の状況にかえりみ、遺産に係る基礎控除額、遺産に係る配偶者控除額、未成年者控除額及び障害者控除額を引き上げるとともに、夫婦間の生前贈与に係る贈与税について贈与税の配偶者控除額を引き上げることによりその負担の軽減を図るほか、相続税及び贈与税に係る利子税の割合を引き下げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(秋田大助君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員会議事大村襄治君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔大村襄治君登壇〕

○大村襄治君 たいだいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過

並びに結果を御報告申し上げます。まず、有価証券取引税法の一部を改正する法律案は、証券市場の状況等に顧み、株式等を譲渡した場合の有価証券取引税の税率を現行の二倍に引き上げることをおもな内容とするものであります。

次に、相続税法の一部を改正する法律案は、最近における相続税の負担の状況に顧み、おおむね次のような改正を行なおうとするものであります。まず初めに、相続税の遺産にかかる基礎控除につきまして、その定額控除を現行の四百万円から六百万円に、法定相続人一人ごとの控除額を現行の八十万円から百二十万円に、それぞれ引き上げることとしております。また、相続税の遺産にかかる配偶者控除につきまして、現行の四十万円から六十万円に、その最高限度額を現行の四百万円から六百万円に、それぞれ引き上げることとしております。以上の結果、配偶者を含む相続人五人の場合の課税最低額は、現行の千二百万円から千八百万円に引き上げられることとなります。

さらに、贈与税の配偶者控除を現行の三百六十万円から五百六十万円に引き上げることとしていたしております。この結果、贈与税の配偶者に対する課税最低額は、現行の四百万円から六百万円に引き上げられることとなります。

控除の引き上げや、延納利子税の軽減もはかることとしていたしております。

以上が両案の概要であります。審査の結果、去る二月二十七日質疑を終了いたしました。二月二十八日、有価証券取引税法の一部を改正する法律案に対し、武藤山治君外一名より、日本社会党提案にかかる修正案が提出されました。

その内容は、現行税率の二倍引き上げの政府案に対し、現行税率を六倍に引き上げようとするものであります。また、相続税法の一部を改正する法律案に対しても、武藤山治君外二名より、日本社会党、公明党及び民社党の三党共同提案にかかる修正案が提出されました。

その内容は、相続税及び贈与税の最高税率を現行の七〇%から八〇%に、それぞれ引き上げる等のものであります。次いで、両原案及び両修正案を一括して討論を行ないましたところ、日本共産党・革新共同を代表して荒木宏君より、有価証券取引税法の一部を改正する法律案については、修正案、原案とも基本的問題があり賛成しがたい旨の、また、相続税法の一部を改正する法律案については、修正案には税率につき、原案には基礎控除等の引き上げにつき若干の改良があり、賛成する旨の意見が述べられました。また、公明党を代表して広沢直樹君より、富の再配分をはかる等の見地から、両修正



案に賛成、両原案に反対の旨の意見が述べられました。

続いて採決いたしましたところ、両修正案は少数をもって否決、両法律案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対しまして、それぞれ附帯決議が付けられました。その内容は会議録に譲らさせていただきます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋田大助君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋田大助君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

昭和四十八年三月一日 衆議院会議録第十二号

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○中山正暉君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、議院運営委員長提出、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(秋田大助君) 中山正暉君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加せられました。国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案  
右の議案を提出する。

昭和四十八年三月一日

提出者 議院運営委員長 海部 俊樹

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十一年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「第五條」を「第五條第一項」に改め、同条に次の三項を加える。  
第四條第一項中「次条」を「第四項又は次条第一項」に改め、同条に次の三項を加える。  
前条第二項後段の規定は、前項の在職期間を計算する場合について準用する。  
4 五月一日から五月十五日までの間又は十一月一日から十一月十五日までの間に、議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたときは、その満限に達した日又は解散の日が在職する国会議員の秘書は、それぞれ十二月二日又は六月二日からその満限に達した日又は解散の日までの期間におけるその者の在職期間に於いて前二項の規定により算出した金額を、勤勉手当として受ける。  
5 前項の規定により勤勉手当を受けた者で、再び国会議員の秘書となつたものが、第一項に規定する勤勉手当を受けることとなるときは、その者の受ける勤勉手当の額は、第二項の規定による勤勉手当の額から前項の規定により受けた勤勉手当の額を差し引いた額とする。ただし、前項の規定により受けた勤勉手当の額が第二項の規定による勤勉手当の額以上である場合には、第一項の規定による勤勉手当は支給しない。  
第五條中「前二條の期末手当及び」を「第三條の期末手当及び前条第一項の」に改め、同条に次の二項を加える。

3 三月二日、六月二日又は十二月二日前四十日に当たる日の翌日からそれぞれ二月十五日、五月十五日又は十一月十五日までの間に、議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散された場合においては、その満限に達した日又は解散の日が在職した国会議員の秘書で、それぞれ三月二日、六月二日又は十二月二日以後に、かつ、当該満限に達した日又は解散の日から起算して四十日以内に再び国会議員の秘書となつたものは、それぞれ三月一日、六月一日又は十二月一日まで引き続き国会議員の秘書の職にあつたものとみなし、第三條の期末手当及び前条第一項の勤勉手当を受取る。

附則  
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年十一月十三日から適用する。  
2 国会議員の秘書が改正前の国会議員の秘書の給料等に関する法律第四條第一項後段の規定により受けた昭和四十七年十一月十三日の衆議院の解散に係る勤勉手当は、改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律第四條第四項の規定により受けた勤勉手当とみなす。

理由  
国会議員の秘書が受ける期末手当及び勤勉手当について所要の是正を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

有価証券取引税法の一部を改正する法律案外一案

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

二二三

昭和四十八年三月一日 衆議院會議録第十二号 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長の報告

○副議長(秋田大助君) 委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員理事中川一郎君。

(中川一郎君登壇)

○中川一郎君 たいだいま議題となりました国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、国会議員の秘書の期末手当及び勤勉手当について所要の是正を行なおうとするものでありまして、その内容は、

第一に、勤勉手当の在職期間の計算上、議員の任期満限または衆議院の解散により退職した秘書で四十日以内に再び秘書となったものは、その期間引き続き秘書の職にあつたものとする事とし、

第二に、期末、勤勉手当の基準日前に議員の任期満限または衆議院の解散により退職した秘書で基準日後に行なわれた選挙後直ちに再び秘書となったものに対して、基準日まで引き続き在職したものとみなして、これらの手当を支給することとし、その他これらの措置に伴う所要の整理を行なおうとするものであります。

この法律案は、公布の日から施行し、昭和四十七年十一月十三日の衆議院の解散の日から適用しようとするものであります。

本案は、議院運営委員会において起草、提出したものであります。何とぞ御賛同くださいますようお願いいたします。

うお願いいたします。

○副議長(秋田大助君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

午後四時二分散会

○副議長(秋田大助君) 本日は、これにて散会いたします。

出席國務大臣

- 内閣総理大臣 田中 角榮君
  - 法務大臣 田中伊三次君
  - 外務大臣 大平 正芳君
  - 大蔵大臣 愛知 揆一君
  - 農林大臣 櫻内 義雄君
  - 通商産業大臣 中曾根康弘君
  - 労働大臣 加藤常太郎君
  - 國務大臣 小坂善太郎君
- 出席政府委員
- 内閣法制局長官 吉國 一郎君
  - 公正取引委員会委員長 高橋 俊英君

○朗読を省略した議長の報告

(報告書受領)

一、去る二月二十七日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和四十四年度決算に関する衆議院の議決について講じた措置

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二月二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

- 辞任 東中 光雄君 補欠 不破 哲三君
- 不破 哲三君 補欠 東中 光雄君

外務委員

- 辞任 河上 民雄君 補欠 枝村 要作君
- 枝村 要作君 補欠 河上 民雄君

社会労働委員

- 辞任 田中 覚君 補欠 松浦周太郎君
- 枝村 要作君 補欠 河上 民雄君
- 松浦周太郎君 補欠 田中 覚君

通信委員

- 辞任 志賀 節君 補欠 野原 正勝君
- 野原 正勝君 補欠 志賀 節君

建設委員

- 辞任 北側 義一君 補欠 矢野 絢也君
- 矢野 絢也君 補欠 北側 義一君

予算委員

- 辞任 野原 正勝君 補欠 志賀 節君
- 松浦周太郎君 補欠 田中 覚君
- 津金 佑近君 補欠 村上 弘君
- 不破 哲三君 補欠 梅田 勝君
- 矢野 絢也君 補欠 北側 義一君
- 志賀 節君 補欠 野原 正勝君
- 田中 覚君 補欠 松浦周太郎君
- 梅田 勝君 補欠 不破 哲三君
- 村上 弘君 補欠 津金 佑近君
- 北側 義一君 補欠 矢野 絢也君

懲罰委員

- 辞任 寺前 巖君 補欠 津金 佑近君
- 津金 佑近君 補欠 寺前 巖君

内閣委員

- 辞任 近藤 鉄雄君 補欠 石原慎太郎君
- 石原慎太郎君 補欠 近藤 鉄雄君

内閣委員

- 辞任 近藤 鉄雄君 補欠 石原慎太郎君
- 石原慎太郎君 補欠 近藤 鉄雄君

内閣委員

- 一、昨二月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

- 辞任 近藤 鉄雄君 補欠 石原慎太郎君
- 石原慎太郎君 補欠 近藤 鉄雄君

外務委員

辭任

石原慎太郎君  
保岡 興治君

補欠

保岡 興治君  
石原慎太郎君

大蔵委員

辭任

大西 正男君  
野田 毅君  
愛野興一郎君  
保岡 興治君

補欠

保岡 興治君  
愛野興一郎君  
野田 毅君  
大西 正男君

社会労働委員

辭任

瓦 力君  
中村 拓道君  
大西 正男君  
野田 毅君

補欠

大西 正男君  
野田 毅君  
瓦 力君  
中村 拓道君

農林水産委員

辭任

西銘 順治君  
諫山 博君  
中川利三郎君  
上田 茂行君  
津金 佑近君  
不破 哲三君

補欠

上田 茂行君  
津金 佑近君  
不破 哲三君  
西銘 順治君  
諫山 博君  
中川利三郎君

予算委員

辭任

安宅 常彦君  
田中 武夫君  
津金 佑近君

補欠

井上 普方君  
長谷川正三君  
諫山 博君

不破 哲三君  
中川利三郎君

井上 普方君  
八木 一男君

長谷川正三君  
田中 武夫君

八木 一男君  
安宅 常彦君

諫山 博君  
津金 佑近君

中川利三郎君  
不破 哲三君

議院運営委員

辭任

加藤 清政君  
竹内 猛君  
安宅 常彦君  
田中 武夫君  
田中 武夫君  
竹内 猛君

補欠

安宅 常彦君  
田中 武夫君  
加藤 清政君  
竹内 猛君

(議案提出)

一、去る二月二十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

農林中央金庫法の一部を改正する法律案

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

一、昨二月二十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案

一、今日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

国会議員の秘書の給料等に關する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

(議案付託)

一、去る二月二十七日、委員会に付託された議案

は次のとおりである。

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

以上二件 地方行政委員会 付託

消費生活用製品安全法案(内閣提出第六八号)

商工委員会 付託

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、承認第二号)

通信委員会 付託

工業再配置・産炭地域振興公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

建設委員会 付託

(緊急質問提出)

一、今日、提出した緊急質問は次のとおりである。

最近における商品騰貴、株式、土地投機に關する緊急質問(渡辺美智雄君提出)

最近における買占めなどに見られる商品投機等に関する緊急質問(中村重光君提出)

商品投機など最近の異常な物価高騰に關する緊急質問(小林政子君提出)

商品投機など物価急騰に關する緊急質問(有島重武君提出)

商品投機・異常な物価高騰に關する緊急質問(玉置一徳君提出)

有価証券取引税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に關する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、近年における証券市場の状況等にかえりみ、株式等に係る有価証券取引税の税率を第一種については、譲渡価格の〇・一二％に、第二種については、譲渡価格の〇・三％に改めるとともに、証券会社の納付すべき有価証券取引税について、各営業所ごとの納付に代えて本店で一括納付できるように納付方法等の整備を図ろうとするものである。

なお、以上の改正により昭和四十八年度において約三〇二億円の増収が見込まれている。

二 議案の可決理由

証券市場の現状等にかんがみ、株式等に係る有価証券取引税の税率を引き上げようとする本案は、適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、武藤山治君外一名より日本社会党提案にかかる修正案が提出されたが、少数をもって否決された。

修正案の要旨は、株式等に係る有価証券取引税の税率を第一種については、譲渡価格の〇・三六％に、第二種については、譲渡価格の〇・九〇％に引き上げようとするものである。

また、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

昭和四十八年三月一日 衆議院會議録第十二号 議案に関する報告書

右報告する。

昭和四十八年二月二十八日

大蔵委員長 鴨田 宗一

衆議院議長 中村 梅吉殿

〔別紙〕

有価証券取引税法の一部を改正する法律案  
に対する附帯決議

一 最近外貨流入に伴う過剰流動性等を背景とし、大会社等が大口の株式売買を投機的に行なう傾向が顕著となつてゐる。これが株価を異常に変動させている事情を重視し、その規制を適切に行なうより配慮すべきである。

一 個人の有価証券譲渡所得非課税の措置が、税の公平感を著しく阻害していることにかんがみ、大口の有価証券譲渡所得については、適正な執行の実行性に十分配慮しつつ個人についても課税を行なうよう検討すべきである。なお、これに関連して無記名もしくは架空名義による有価証券取引を排除するよう一層努力すべきである。

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、今次税制改正の一環としておおむね次のような措置を講ずることとしてゐる。

(一) 相続税の遺産に係る基礎控除等の引上げ

(1) 相続税の遺産に係る基礎控除について、その定額を六〇〇万円(現行 四〇〇万円)に、法定相続人一人ごとの控除額を二二〇万円(現行 八〇万円)に引き上げる。

(2) 相続税の遺産に係る配偶者控除について、婚姻期間十年をこえる一年ごとの控除額を六〇〇万円(現行 四〇〇万円)に、最高限度額を六〇〇万円(現行 四〇〇万円)に引き上げる。

(二) 相続税の未成年者控除及び障害者控除の引上げ

相続税の未成年者控除について、二十歳に達するまでの各一年についての税額控除額を二万円(現行 一万円)に引き上げるとともに、障害者控除について、七十歳に達するまでの各一年についての税額控除額を、一般の障害者の場合は二万円(現行 一万円)に、特別障害者の場合は四万円(現行 三万円)に引き上げる。

(三) 贈与税の配偶者控除の引上げ

贈与税の配偶者控除を五六〇万円(現行 三六〇万円)に引き上げる。

四 延納制度の合理化

相続税及び贈与税の延納に係る利子税を六・六%(現行 七・三%)に、相続税のうち延納期間が一〇年とされる場合の利子税を六・〇%(現行 七・三%)に軽減するとともに計算の簡素化を図る。

なお、以上の改正により昭和四十八年度において約一四七億円の減収が見込まれてゐる。

二 議案の可決理由

土地等の高騰およびわが国の国民の財産保有状況にかんがみ、中堅財産階層の相続税等の税負担の軽減を図らうとする本案は、時宜に適合する措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、武藤山治君外二名より日本社会党、公明党及び民社党の三党共同提案にかかる修正案が提出されたが、少数をもつて否決された。

修正案の要旨は、相続税の最高税率を八〇%に引き上げ、一億五千万円をこえ五億円以下の金額については七〇%、五億円をこえ十億円以下

下の金額については七五%、十億円をこえる金額については八〇%の税率を適用することとし、贈与税の最高税率を八〇%に引き上げ、三千万円をこえ五千万円以下の金額については七〇%、五千万円をこえ一億円以下の金額については七五%、一億円をこえる金額については八〇%の税率を適用することとする。修正に伴う所要の規定の整備を図らうとするものである。

また、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十八年二月二十八日

大蔵委員長 鴨田 宗一

衆議院議長 中村 梅吉殿

〔別紙〕

相続税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一 最近の物価および地価の上昇により、土地、家屋等居住用資産の相続価格が高騰している事情を勘案し、標準的居住用資産、とくに都市地域における最低限度の住宅等に対しては、相続税を課することがないよう十分努力すべきである。

る。

一 また、標準的農業者および中小事業者の事業用資産に対する相続税についても事業の継続を著しく阻害することがないよう十分努力すべきである。

一 なお、死亡退職金の相続税の非課税限度等についても、早急に検討を加えるべきである。

衆議院会議録第十一号中正誤

- |    |         |       |
|----|---------|-------|
| 一六 | 段 行 誤   | 正     |
| 一七 | 一 地方自治法 | 地方自治体 |
| 一八 | 二 地方自治体 | 地方自治体 |
| 一九 | 三 業業費   | 事業費   |



昭和四十八年三月一日 衆議院會議録第十二号

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

定価 一部五十円

(送料別)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七

大蔵省印刷局

電話 東京 五八二 四四二六